

# 地名散歩

## 第20回 方言の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

筆者は小学生の頃まで7を「ひち」と読んでいた。父が名古屋出身であったためだろうか。名古屋市の街角では、今でも大きく平仮名で「ひち」と墨痕鮮やかに記された質屋の看板を見かける。そういえば岐阜県加茂郡の飛騨川沿いには七宗町という自治体があり、その正式な読みは「ひちそう」だ。この自治体名は町村合併促進法に基づく合併が盛んだった昭和30年(1955)に七宗山の名をとって命名されたもので、この山で上質の檜や杉を産することから、尾張徳川藩が厳重に管理していた。ここだけでなく岐阜市に現存する七軒町、白山市(旧松任市)の七郎町、名古屋市七反田町などすべて「ひち」だ(最近になって正式名称を「しち」に移行する傾向も見られる)。

前回の峠の地名でもタワ、タオなどと称する例をご紹介したが、方言に基づく表記を今も守っている地名は、テレビやラジオの普及以来急速に標準語化が進んだ現在でも、意外

に多い。鹿児島県の大隅半島にある笠野原という台地をご存知だろうか。かつて中学校の地図帳にも大規模な国営灌漑事業として、地図入りで紹介されていた記憶がある。筆者は鉄道の駅名を記憶するのが小中学校を通じての趣味で、当時は鹿児島本線や日豊本線などを暗記したばかり。九州の駅名で「原」という字をほぼ例外なくハル(バル)と読むことを知っていたので、どうして「かさのほら」なのかと意外に思ったものだ。

その後30年ほど経って、笠野原地域の明治35年(1902)測図の5万分の1地形図を入手して驚いた。笠野原に「カサンバイ」のルビが記されていたからである。これがおそらく方言を正しく反映した表記なのだろう。しかし昭和に入ると「かさのぼる」と記されるようになっていく。「かささん」と撥音便化するのは鹿児島方言の特徴だが、改まった場でルビを振ることになれば「かさの」となり、原のハイも



鹿児島県の笠野原(かさんばい)とその周辺。他にも方言ルビの付いた地名が目立つ。1:50,000地形図「鹿屋」明治35測図。



石川県加賀市の動橋(いぶりはし)。1:50,000地形図「大聖寺」平成2年修正

「九州の標準語」ではハルなので、「かさのぼる」となったのだろう。さらにこの国営事業が東京あたりに知られてくると、「よそ行き」の度はさらに強まって「かさのはら」の読みとなった。笠野原に点在する集落のルビも土持堀、平堀、鳥巢、垂水堀などなど「方言力全開」といった風情だが、現在はどうなっているのだろうか。もうひとつ付け加えなければならぬのは、特に鹿児島県や沖縄県の事情として、戦前からかなり強引に行われていた学校教育における「標準語化」の指導である。これが地名の読みに大きく影を落としているのではないだろうか。

さて、北陸や静岡などの方言で「大きい」ことを「イカイ」というが、福井県越前町には大玉という地名がある。他地方の人が聞けばまったく想像もできない難読地名ということになるが、地元の人ならぴたりくるのだろう。筆者の祖母が福井県の出身であったが、大きい方の兄のことを「いかんちゃん」と言っていたので、この地名の読みについては納得できた。隣の石川県加賀市には動橋という地名が北陸本線の駅名にもなっていて、こちらも難読で知られているが、当地の方言で「いぶる」といえば「ゆする」とか「揺り動かす」という意味で、動橋という表記はこの意味を的確に漢字表現したということだろう。

沖縄の方言では東・西をアガリ、イリという。地名にも東山(うるま市)や西洲(浦添市)、有名な西表島もその例である。南北の大東島は現在はダイトウジマと音読みするが、昔はウフアガリシマと方言の訓読みだった。戦後

は「標準語読み」の傾向が強まったようで、与那城村など平成6年(1994)の町制施行を機にヨナグスクからヨナシロにわざわざ変更している。しかし一方で豊見城村が市制施行の際、高校のように「とみしろ」に変更する意見も多かった中で、議論の末にトミグスクの読みを守った例もあり、一様ではない。

沖縄でとても厄介なのが、北の方角を方言でニシと呼ぶことだ。かつて昭和53年(1978)～平成2年(1990)まで沖縄県知事をつとめた西銘順治さんの姓である西銘という地名は県内に何か所かあり、本来は「北の山」を意味するという。ちなみに沖縄本島の北端近くにある西銘岳(420メートル)もその語源にぴったりだ。

その一方で日本最南端の有人島として知られる波照間島の北の海岸は北浜と書いて「にしばま」と読む。ニシを発音に合わせるのか、それとも意味に合わせるのか。どちらで表記するかは昔から悩みどころだったようだが、北と西では意味がまさに90度も違ってしまう。西原という漢字表記の地名で見ると、沖縄市西原は越来城の北(ニシ)に位置するし、鹿児島県の沖永良部島の西原も島の北方に位置する平地だ(正しい地名の由来は埋もれてしまう)。ところが沖縄県うるま市(旧具志川市)の西原はイリバルと読み、これは本当の西。由来を正確に伝えようとすれば難読になり、音に忠実たろうとすれば語源が不明となる。アイヌ語起源の北海道の地名で崖を意味する「ピラ」に平という字が宛てられる問題なども含め、なかなか厄介かつ興味深いテーマである。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

# 土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 682  
2013 November



表紙写真

「佳き日」

第28回写真コンクール入選  
山本 隆博●香川会

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 事務所運営に必要な知識  
一時代にあった資格者であるために一  
第19回 建物についてー建築基準法の視点からー  
札幌土地家屋調査士会副会長 二級建築士 小川 和紀
- 08 土地の境界問題に関するADRセンターの啓発ポスターについて  
株式会社パイロン 鶴久森 徹
- 10 平成25年度愛知県・稲沢市総合防災訓練に出展して  
公益社団法人愛知県公嘱託登記土地家屋調査士協会  
一宮地区 社員 江口 滋
- 11 第28回 日本土地家屋調査士会連合会  
親睦ゴルフ大会  
青森県土地家屋調査士会 広報部 小笠原 陽
- 14 12th SOUTH EAST ASIAN SURVEY CONGRESS  
(第12回東南アジア測量会議)  
岐阜県土地家屋調査士会 小木曾 仙佳
- 16 地籍問題研究会  
第7回定例研究会
- 19 我が会の会員自慢 VOL.22  
山梨会/鹿児島会
- 24 ネットワーク50  
秋田会
- 26 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 27 お知らせ  
電子証明書の発行等に関する重要なお案内
- 30 会長レポート
- 32 国土交通大臣 表敬訪問
- 33 ちょうさし俳壇
- 34 会務日誌
- 36 公嘱協会情報 Vol.104
- 38 国民年金基金から
- 40 第9回土地家屋調査士特別研修の開催について
- 41 土地家屋調査士新人研修開催公告  
北海道ブロック
- 41 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局  
電子証明書  
知っておきたい! ICカードのアレやコレ

# 事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

## 第19回 建物について—建築基準法の視点から—

二級建築士

札幌土地家屋調査士会 副会長 小川 和紀

### はじめに

ここ数年来の建築技術の進歩は、テレビ等でも多く紹介されている「東京スカイツリー」からも明らかである事は皆さんも良くご存じの通りです。一般住宅も特定認定長期優良住宅や認定低炭素住宅の普及もかなり進んでいます。

今回の寄稿については、北海道での現状を主に述べることになり、本州の場合とは異なる事案があることを御了承願います。

一昔前の住宅は、窓は出窓、屋根は寄棟・切妻・陸屋根等が主流でしたが、現在、私が住んでいる北海道では目立って無落雪屋根が多く、形状もシンプルなものが多く見受けられます。我々土地家屋調査士としては、出窓の床面積算入に頭を悩ませる件数も減って、四角い各階平面図の作成で済んでいるのが現状でしょう。

北海道の降雪量を考えれば、朝晩の雪掻きに追われる屋根勾配のきつい建物よりは、雪を屋根に乗せた形状を取ることは当たり前のことかもしれません。ひどい降雪量の時などは一日に何度も雪掻きに追われることも珍しくありません。「屋根からの落雪を少しでも防げれば」と言う発想から、無落雪屋根の増加はごく当たり前のことなのです。

しかし、屋根をフラットな形状にするには、屋根材の腐食を防がなければなりません。屋根材料の進化が必要不可欠になります。コロナーフ・ローマンルーフィング・ガルバリウムなど、屋根材料の様々な名称で我々土地家屋調査士を、時には悩ませることもしばしばあるのではないのでしょうか。

また、床面積においては、玄関前のポーチ部分(屋根がある場合)の床面積算入についても、用途性が確実にあるのであれば、算入できるのではないかと、これからも判断に悩む事案があると思われま

す。登記官の判断だけではなく、管区法務局単位で指針を示していただいた方が、統一見解という観点からは望ましいと考えます。

以下からは、建築確認申請と表題登記との関連事項について述べます。

### 確認申請が必要な建築行為

以下の基準のいずれかに当てはまる建築物などを新築、増改築移転(増改築移転部分の床面積が10平方メートル以内のものを除く)、大規模修繕・模様替え、類似でない用途変更をする際には、事前に建築確認を受けなければなりません。

1. 用途に供する床面積の合計が100平方メートルを超える特殊建築物(劇場、映画館、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、学校、百貨店、マーケット、展示場、倉庫、自動車車庫など)
2. 3階建て以上か、延べ床面積が500平方メートルを超えるか、高さが13メートルを超えるか、軒の高さが9メートルを超える木造建築物
3. 2階建て以上か、延べ床面積が200平方メートルを超える木造以外の建築物

これらの基準に当てはまらなくても、都市計画区域か準都市計画区域で新築や増改築移転(増改築移転部分の床面積が10平方メートル以内のものを除く)をする場合には、事前に建築確認を受けなければなりません。

防火地域か準防火地域で新築や増改築移転(増改築移転部分の床面積が10平方メートル以内のものも含む)をする場合も、事前に建築確認を受けなければなりません。

## 建築確認申請の流れ

確認申請は下図の様に第1面から第5面までを記載し、当該建物に関する必要図面及び委任状・建築士免許証の写しを添付して申請します。その後、建築基準適合判定資格者(建築主事等)が判定し、確認済証が交付されます。交付前に着手すると罰則規定があるので注意が必要です。



では、仮設電気工事は事前着工でしょうか？

これは、着工に向けたものでしかなく、着工とはいいませんので事前着工には該当しません。一般に着工の定義とは、「根切工事又は基礎杭打ち工事」という定義が国土交通省から出されています。

工事着手の際には、基礎工事終了前に写真を撮影しなければなりません。また、重要な小屋組部分の写真及び内装工事時における接着剤(ホルムアルデヒドの有無)の撮影も求められており、添付できない場合は、検査済証の交付がされない場合があります。また、後でも説明しますが、建設敷地内に物置等がすでにある場合も注意が必要です。第3面の12に建物の数を記載します。物置等が1棟でもあれば、同一敷地内の他の建物の数が「1」と記載しなければならないからです。当該、物置等が登記できる不動産かどうかは無関係です。

## 建築確認申請の内容について

### 第1面

申請者及び設計者の氏名・押印が記載されます。その他は敷地地番・用途・工事種別・延べ床面積・申請棟数等を記載します。いわゆる表紙のようなものと考えればいいのです。

### 第2面

建築主の住所氏名や代理者(設計者)の資格・住所

氏名及び工事施工者名を記載します。

### 第3面

建築物及び敷地に関する事項が記載されます。敷地地番・防火地域・主要用途・工事種別・建築面積・建ぺい率・建築物の数等を記載します。

### 第4面

構造・階数・床面積・屋根・外壁等を記載します。

### 第5面

建築物の階別用途別床面積を記載します。

以下に項目毎の重要な箇所を説明します。

## 第1面 確認申請書

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による申請の旨の記載をし、申請者氏名及び設計者氏名を記載し押印の上、建築物の概要も記載する。正副2通を提出し、1通が交付される。

## 第2面 建築主とは

建築基準法第二条十六

「建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。」と規定されています。住民票等の添付を要求されることはないのが現状であるが、確認申請が交付された以降に建築主の住所・氏名等が変更されたり、誤って記載されていて、変更・更正する場合は設計変更手続が必要になり、変更・更正を証明する為に、住民票等の提出を求められることはあります。土地家屋調査士としては正確な住所・氏名を記載して欲しいものです。我々としては、できれば住民票の写し等を確認申請提出時に求めてもらいたいです。

## 第3面 建築物の数・建ぺい率

同一敷地内に他の建物がある場合はその数を記載しますが、第4面の工事種別は新築ではなく、同一敷地内の増築工事と見なされます。

建ぺい率については、我々土地家屋調査士はあまり気にしていないと思いますが、増築登記などでは、

敷地面積に対する建ぺい率で金融機関からNGが出ることがあります。容積率や建ぺい率を自身で計算し、違反になる場合を発見した際は、事前に依頼者や建築業者に連絡することも大切です。

## 第4面 構造

### 1. 木造

### 2. 軽量鉄骨造 (LGS)

Light Gauge Steelの略

軽量鉄骨造と鉄骨造の違いについて少し補足説明をしますと、鉄骨造は厚みが6 mm程度のH型钢を組んで作ります。ビルなどに用いられる構造に対して、軽量鉄骨は厚みが1.6 mm～4.5 mm程度(6 mm以下)のCチャンネルという鋼材等を木造軸組の代わりに仕様するもので、一般的にはハウスメーカーのプレハブに用いられます。

軽量鉄骨は曲げて使用するのに対して鉄骨造はそのまま組み上げます。

ここで、よくある勘違いなのですが、軽量鉄骨系プレハブ構造を耐火建築物だと思っている方がいますがそれは間違いで、これは準耐火建築物に相当します。

軽量鉄骨系プレハブ構造の最大の利点はその工期の短さにあります。構造躯体を組み上げるとその後はパネルをはめ込んでいくので木造軸組工法と比較するとここからの工期が圧倒的に短いのも特徴です。また、当たり前の話ですが構造躯体が白蟻の被害に遭うことはありません。

### 3. 鉄骨造 (S造)

Steelの略

鉄骨構造のことで、建築物の躯体に鉄製や鋼製の部材を用いる建築構造

### 4. 鉄筋コンクリート造 (RC造)

Reinforced-Concreteの略

補強されたコンクリートを用いる建築構造

### 5. 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)

Steel-Reinforced-Concreteの略

鉄骨鉄筋コンクリートを用いる建築構造

## 第4面 床面積

確認申請記載の床面積が登記申請で求める面積との相違が多く見受けられます。

事例を紹介します。

### 1. 玄関前ポーチ部分 (建築基準法上での観点)

床面積の相違点の主な原因は玄関前のポーチ部分やベランダが大きく関係しています。

ポーチ部分についてですが、建築基準法では玄関前のポーチ部分の周囲3方に周壁を設置されている場合で、上部が屋根で覆われている場合には建築基準法上床面積に算入される場合があります。写真を見てください。玄関前ポーチ部分を撮影したものです。周囲の長さは1.82 Mです。この場合における床面積算入についての判断は下記の通りとなります。

$$1.82 \text{ (辺長)} \times 4 \text{ 面} = 7.28$$

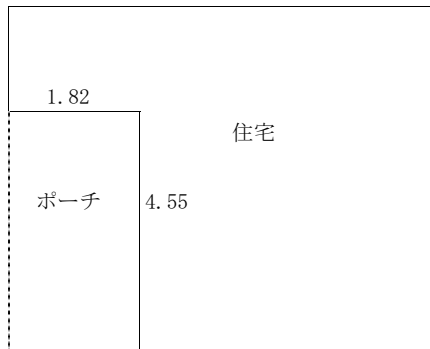
$$7.28 \times 1/3 = 2.4266 \text{ m}^2$$

$$\text{開口部 } 1.82 \leq 2.4266$$

ですので1/3以下となり床面積に算入するケースとなります。



玄関前ポーチ部分 (写真1)



上図の場合

$$1.82 + 1.82 + 4.55 + 4.55 = 12.74 \text{ (周囲距離)}$$

$$12.74 \times 1/3 = 4.2466$$

開口部 4.55  $\geq$  4.2466

1/3以上ですので、ポーチ部分は床面積に算入されません。

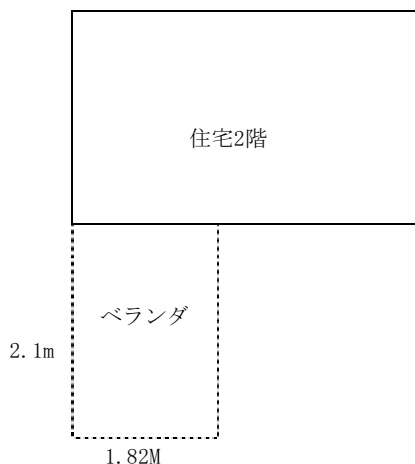
しかし、外気分断性を考えれば、不動産登記法上は床面積より除外しています。

昨年、法務局との表示登記研究会の案件でも協議をした結果、3方に周壁が配置されていれば、床面積に算入できる事案もあるとの回答でした。

実際にどのような事案であれば算入できるのかは、事例により異なりますが、自転車等を置くゆとりのあるスペースの場合などは、算入できると考えます。

## 2. ベランダ部分(建築基準法上の観点)

次に、ベランダ部分の床面積算入について、ベランダの先端から2メートル以上ある場合は、出ている部分は床面積に算入されます。



上図の場合は

$$0.1 \text{ m} \times 1.82 \text{ m} = 0.182 \text{ m}^2$$

が2階の床面積に算入されます。

## 3. 北海道ならではの風除室(玄関フード)について

北海道は前述の通り大変寒く、冬期間は2メートル以上の雪に覆われます。朝早くから家族総出で除雪に明け暮れ、一日に何度も除雪をしなければ生活道路さえ確保できないのが実情です。さらに玄関付近が非常に寒く、そのため、風除室といわれるアルミ製の間仕切りを完成後に後付したケースが多く見られました。

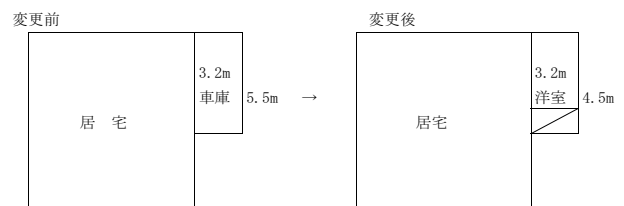
したがって、風除室を設置した場合(玄関ポーチの上)は増築となるのでしょうか。

上記(写真1)の1.82m部分に建物完成後に風除室を設置する場合は、主に建築工事といわれるような大がかりな工事ではなく、サッシ取扱店で加工したものを現地にて組み立てた場合ですが、定着性が恒久的であるとして床面積に算入して所有者から申請があった場合は受理せざるを得ないと法務局と協議しています。

つまり、風除室すべてを「原則として算入しない」ものではないことに注意を要します。

## 4. 用途廃止について

床面積変更の原因について(平成9年度札幌法務局表示登記研究会)



変更前の車庫部分について3.2メートルの上部部分に壁を設けるとともに、上部から4.5メートルの部分にも壁を設け洋室とし、その結果床面積が減少した場合の原因は、「平成〇年〇月〇日 一部取壊し」ではなく、「平成〇年〇月〇日 用途廃止」と記載します。

## 第4面 屋根

多くは長尺カラー鉄板、蟻掛葺き等の記載が多くみられますが、長尺カラー鉄板とは「亜鉛鉄板にカラー塗料を焼き付け塗装した塗装鋼板」のことをいいます。

そうだとすると、亜鉛メッキ鋼板ぶきとなりますが、現在多くの屋根材は合金メッキ鋼板が多く用いられています。では、長尺カラー鉄板の亜鉛メッキと合金メッキの違いを説明します。

30年以上前は殆どが亜鉛メッキ鋼板でしたが、塩害等の腐食に弱い等の弱点等がありました。そこで、少しでも腐食を抑えるために開発されたのが、「ガルファンカラー」と呼ばれ長尺カラー鉄板より耐久性・加工性が格段に良くなった屋根材です。赤サビ防止10年保証で従来鋼板の1.5～2倍と加工性に優れた屋根材です。ただ、アルミニウムの含有量は少なく、あくまで亜鉛メッキ鋼板です。

現在では主流的に使用されているガルバリウムは、ガルファンカラーに比べアルミニウムの含有量が多くなっています。両者の違いは下記の通りです。

### {ガルファンカラー}

アルミニウム 5% 亜鉛メッキ 94% シリコン 1%

亜鉛メッキが94%を占めるので、亜鉛メッキ鋼板ぶきの申請になります。

### {ガルバリウム}

アルミニウム 55% 亜鉛メッキ 43.6% シリコン 1.4%

アルミニウムの含有量が増大した製品であり、申請上も合金メッキでの申請になります。

しかし、現在でも価格の関係上、従来のガルファンカラーを使うケースもありますので注意しなければなりません。また、ガルファンカラー・ガルバリウムの実物(切れ端)を見て触ってもどちらなのか判別はできません。工事施工者に確認が必要でしょう。

### 陸屋根の概念

i「平らな状態で屋根材を用いていないもの」

ii「アスファルトを二重、三重に敷きその上にゴムを流して防水しているもの」

iii「屋根に勾配のないもの」

iv「勾配が極めて少なく、殆ど水平な屋根」

v「鉄骨コンクリート造でアスファルト防水仕上げのもので、雨水の排水のため、概ね1/50～1/100程度の勾配が付けられているもの」

明確な定義付は困難ですが、各要素を複合的にあわせもつ屋根を「陸屋根」と表示すべきだと考えます。

## 終わりに

今後も建築技術の進歩は顕著な発展を遂げるでしょう。その変化に素早く対応することが重要ではありますが、法務局担当者との事前打合せが必要であり、会員への周知を怠らない姿勢が各土地家屋調査士会に求められている責務です。そのためには、会と会員の情報共有が不可欠になります。

また、登記申請時の床面積が確認申請書内の記載と相違する場合は、金融機関や保険会社等から「何故違うのでしょうか？」の問い合わせが寄せられることがあります。その時に明確に回答できるように把握しておかなければなりません。ただ、不動産登記法との違いだけで済みますのではなく、「この部分が床面積から除外されるからです。」等の的確な説明が求められます。

土地についてはGPS・GIS・画地調整等、様々な研修会が多く開催されていますが、建物に関しては殆ど開催されていないのが実情ではないでしょうか。土地に比べればそれほど難易度が高い内容ではありませんが、基本的な事柄だけでも覚えておく今後の皆さんの業務に少しだけ役立つのではないのでしょうか。



# 土地の境界問題に関する ADRセンターの啓発ポスターについて

株式会社パイロン 鵜久森 徹

土地の境界問題に関するADRセンターの認知向上を目的として、広告会社の博報堂へその基本となる表現開発の相談をしました。

今回は、中でもクリエイティブを担当した株パイロンの鵜久森氏に、完成に至るまでの制作における経緯や考えを伺いました。

## ポスターなど、広告ツールの落とし穴

広告や宣伝について、誰もが陥ってしまう間違いがあります。チラシをはじめ、リーフレットやポスターなどのツールを制作するだけで、ある程度の効果が望めると思っていないでしょうか？伝える側は、きっとそう思います。費用をかけているのですから、当然です。

だから、自分たちの価値や意義について、懸命に伝えようとする。いかに素晴らしいことであるか、熱心に、声高に。一方で、それを受けとめる側の消費者の心理はどうでしょう。最初から興味を持っている、ごく一部の人の目にとまることはあっても、それ以外の人に見てもらうことは極めて困難です。目の前にあるのに、無視されてしまうことも。人間関係に置き換えるとわかりやすいのですが、自分が素晴らしい人物であると大声に主張する人を、周囲の人たちが好意的に受けとめることは決してありません。広告や宣伝も同様です。自分たちのことを自慢するのではなく、消費者の視点に立って考えることが大切です。

## 今回のポスターの狙いを考える

何の目的で今回のポスターを制作するのか。狙いを明確にすることが重要です。皆さんよくご存知なことではありますが、一度、状況を整理します。

2002年から土地の境界問題に関するADRセンターを推進し、この6月にすべての都道府県にADRセンターが設置されました。これによって日本全国でのあたたかい対応が可能になりました。

伝えたい側としては、言いたいことがたくさんあります。ADRセンターが身近な存在になった。利用しやすくなった。裁判よりもスムーズで、しかも現実的な予算で紛争を解決できる。土地家屋調査士は社会的に信用の高い仕事等々。これらすべてを一枚のポスターに集約しても、消費者は何ひとつ受けとってくれません。では、何を伝えるか。まずADRセンターの存在を知ってもらうことです。

## 伝えたいことを整理すると、相乗効果を生む

ニュース性のある情報は、ポスターを作成する必然を生みます。世の中でよく見かける例が「新発売」とか「開催」です。こうした理由があると、消費者は情報を受けとめやすくなります。

今回のポスターにおけるニュース性、それはADRセンターが「全国に開設！」ということ。次に必要なのが「土地の境界問題に関するADRセンター」と消費者をつなぐ言葉です。簡単に言えば、ADRセンターは私に何をしてくれる場所なのか、それをひと言で伝えることです。「相談から安心は始まります」という言葉によって、ADRセンターが身近になります。

さらにこれらをひとつの集合体としてデザインしています。家と家の境界を表現した、わかりやすい記号。言葉とデザインをひとつの塊にすることは、今回のポスターだけでなく、他のツールへと転用する際に相乗効果を発揮します。統一されたビジュアルイメージを、消費者が繰り返して目にすることで記憶として焼きつきます。

## 「そうそう、わかる」が消費者を振り返らせる

ニュース性のある情報を消費者が受けとめやすいのならば、ニュースだけを伝えればいいのか？という素朴な疑問が生まれます。でも、残念ながら、ADRセンターが「全国に開設！」だけでは、消費者の興味・関心をひくことはできません。なぜならば、今まさに土地の境界問題に悩んでいる人以外は、この話が自分にどう関係するか理解できないからです。

そこで必要になってくるのが、「そうそう、わかる」という共感できる言葉です。言われてみると、いまは実感していないけど、この先、問題が起こるかもしれない。という日常生活の中での気づきを与えることでADRセンターのことが心のどこかに残ります。ビジュアルはたくさん家を見せることで、様々な人の暮らしを表現しています。カラーでなく、あえて白黒にすることで、単なる風景ではなく人間の心象風景として機能します。言葉と写真がひとつになって、自分の心のつぶやきとして、深く残ります。

お隣さんの声は  
知っていても、  
お隣さんの気持ちは  
わからない。

相談から安心は始まります。

全国に  
開設!



土地 ADR 検索

境界紛争ゼロ宣言!!



日本土地家屋調査士会連合会  
JAPAN Federation of Land and House Surveyors' Associations

土地の境界問題に関する ADR センター 全国開設の告知ポスター

# 平成25年度愛知県・稲沢市総合防災訓練に出展して

公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
一宮地区 社員 江口 滋

毎年9月1日は、全国において、大規模災害を想定した防災訓練が実施されている。

愛知県では今年、稲沢市木曾川河川敷にある「サリオパーク祖父江」が「県民総ぐるみ防災訓練」の会場となり、地元住民を含めた77機関、約2,800人が参加して実施された。

そこに本年、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が稲沢市と防災協定を結んでいることから、訓練参加機関として出展要請があり、パネル展示を中心に1ブースを担当させていただくことができた。

展示パネルは、福島会 五十嵐会長のご好意により、東日本大震

災時の写真等をたくさんお借りしたもので、多くの皆さんに見ていただくことができ、また、ほんのさわりではあったが小学生による測量器の実習もサプライズとして行うことができた。

当テント会場には、大村愛知県知事を始め国会議員、県警本部長も巡回してこれれ、わずかな時間ではあったが、役割の説明ができたことはこれもまた有意義なこととなった。

ところで、ここで少し考えるべきことがあるように思う。

訓練テーマは「自助、共助そして公助へ」～つながる地域の防災力～である。

それは、大震災が起きた時、まずは自分を含めた家族の身の安全確保。それから隣人等の安全確認。そして地域における復旧活動等への参加、支援となってくるものと考えられる。

翻って法律によって位置づけされた特殊法人としての土地家屋調査士会、公益社団法人としての公嘱協会と地方自治体との協定を考えたときに、現在各地においてそれぞれが協定を結んでいるように見受けられる。その協定内容において、土地家屋調査士会の主な役割は「災害時家屋被害認定調査」にあり、公嘱協会は「公共用財産の被災状況の調査」そして「災害復旧のための官民境界(筆界)の復元」



パネル展示会場風景



被災車両からの救出場面



倒壊家屋からの救出場面



陸上自衛隊現地合同指揮所



大村愛知県知事等の巡回と公嘱協会社員による説明



地元小学生への測量実習

に主眼がある。

しかし、大規模災害を前にまず本会は、早期に会員、家族の安否確認を行うことであり、その上で地域での復旧支援活動において参加できる会員、社員が分け隔てなく一致団結して共助、公助としての役割を担う必要があるように思われる。

そこで、今、私が思い出すことは、平成24年2月3日の第17回あいち境界シンポジウム「東日本大震災 その時とこれから」における宮城、岩手、福島の3会会長による講演である。

その詳細は、愛知県土地家屋調査士会の時季報「地図読み人」No.217「絆・がんばろう日本」に委ねるとして、宮城会 鈴木会長の大規模災害時の心構えの趣旨はこれからの考え方において示唆に富み、

①大震災発生のXデーは必ず

やってくるということ。

②4年以内の確立は4年後ではなく今日かもしれないということ。

③人的、物的状況は時間、場所ごとに違うということ。

であり、本当に想定外であったのかとの疑問は慢心した高度技術社会の盲点であり、むしろ、地名を中心とした地歴に学ぶことは、まさに地域の慣習でもあったとの話は当然でありながら、むしろ新鮮であった。

そして、「平時に非常時がわかるか」との問いは、先の3つの主旨とともにそもそもマニュアルが有効か、という根本にたどり着いてしまうが、しかし平時だからこそ非常時を最大限に考えて作成しておく必要があるとの話だったと記憶している。

現在、私はすでに大震災の記憶

から遠ざかっているように思う。

皆さんはどうでしょうか。人の心は、無意識のうちに自分が嫌なことは信じたくない、考えたくないと思いがちであるからこそ、平常時に防災意識を高めておく必要があるのではないかと。

さて、大規模災害を経験していない会、協会は、単位会として一丸となり、東北3会あるいは兵庫会に学び、今一度災害後における時系列的かつ具体的な対応ができるよう、安全確認マニュアル、連携システムを構築しておく必要があるのではないかと、その上においてこそ次なる公助としての会の役割があるのではないだろうか。

(なお、業務としての次なる公助においては、岩手会前菅原会長の講演録が非常に参考になるものと思われる。参考にされたい。)

## 第28回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ大会

青森県土地家屋調査士会 広報部 小笠原 陽

前夜祭：平成25年9月7日(土) 青森ロイヤルホテル  
ゴルフ大会：平成25年9月8日(日) 青森ロイヤルゴルフクラブ

### 青森での開催！

日本土地家屋調査士会連合会主催の親睦ゴルフ大会が、平成25年9月8日(日)に青森県「青森ロイヤルゴルフクラブ(6,930ヤード／PAR72)」で盛大に開催されました。

青森市中心部から車で南へ1時

間程度、大鱈スキー場で有名な阿闍羅(あじゃら)山頂にあり、抜群のロケーションで、起伏ゆるやかな丘陵コースです。ようこそ青森へ！！

### 前夜祭

青森会小林要蔵会長の開宴のことばの後、オープニングセレモ

ニーとして重要無形民俗文化財である岩木山お山参詣の登山囃子が行われ、迫力のある笛と太鼓の音とともに、前夜祭の幕が開かれました。林千年連合会長挨拶の後、宴会スタートです。美味しい津軽の地酒と、青森名産のホタテやマグロなどの海の幸、B級グルメで優勝した八戸せんべい汁や黒石つゆ





岩木山 お山参詣 登山囃子



前夜祭での歓談

やきそばを堪能し、余興の津軽三味線の音色が煌びやかに鳴り響く中、皆様のゴルフ談義にも一層熱が入ります。中には、お酒を控えて明日のプレーに万全を期す方もおられたようでした。

あっという間に時間は過ぎていき、皆様お待ちかね大抽選会の時間です。受付の際に配布されたカードを握りしめ、ラッキーナンバーの発表です。

なんとハズレは一切なしの大盤振る舞い。壇上には、青森の名産品や特産品がズラリと並べられています。青森といえば、県外の方々はリングを思い浮かべるでしょう。しかし津軽塗やこぎん刺しなどの工芸品や、田酒などの地酒、ホタテやマグロ、サバなどの海産物と、多くの名産品があるのです。青森会ゴルフ大会賞品プロジェクトチームがこれら名産品を厳選し、商品を用意いたしました。時折訪れる会長賞では、一層豪華な賞品のため、会場も一気にヒートアップします。当選した方、色

違いの番号で涙を呑む方など、大いに盛り上がり、菅原唯夫連合会副会長の閉演のことばで前夜祭の幕を閉じました。

翌日のスタートは7時20分からです。温泉へ行く方、明日を期し早めに就寝する方、2次会に参加され親睦を深める方など、津軽の夜を大いに楽しまれたようです。

## ゴルフ大会

いよいよ待ちに待ったゴルフ大会です。前日の天気予報から、全国的に不安定な天気で芳しくない空模様になるとのことで心配しておりましたが、皆さんの熱意が通じたのか、はたまた日頃の行いが良いのか…。ここ青森はラウンド終了間際にパラパラと雨粒が落ちる程度で、過ごしやすい気温の中でプレーすることができました。

会場となった青森ロイヤルゴルフクラブは、山頂にありながら起伏はゆるやかなのですが、コース設計がシビアで攻略ルートをしつかりなぞらないとPARが難しく、ラフが長いので、いかにフェアウェイをキープできるかがポイントです。

さて、午前7時20分からスタートです。スタート前にはお決まりの記念撮影を行い、林千年連合会長の始球式が行われゴルフ大会の開幕となりました。

1組目から順次ティーショットです。先日の前夜祭での“消毒”“ガソリン注入”がよかったのか、はたまた日頃現場で鍛えているからか、皆さん力強いスイングは体力自慢の土地家屋調査士ならではの？日頃持っている掛矢をクラブに持ち替え、我が小林要蔵会長もキレのあるスイング！これ

は飛ぶぞとショットタイミングを逃さぬようカメラを構えます。ところが緊張からか、朝イチいきなりのダフリスタート。これから挽回できるでしょうか！？ドンマイ会長！！

各組がスタートし、若干の遅れが出たものの無事に進行していきました。運営側の青森会役員も各自、ドラコンやニアピンの計測、写真撮影など配置につき仕事をこなします。

お昼を過ぎた頃、朝一番でスタートした第1組目のパーティーが上がり、スコアチェックです。続々とプレーを終えた参加者が戻ってくる中、良スコアで歓喜を上げる声、いつもよりも多く叩いてしまったという声など、それぞれがプレーを振り返っていました。はたして誰が栄えある優勝を勝ち取るのでしょうか？？小林要蔵会長も見事に挽回したようで、結果が楽しみです！！

## 津軽富士 岩木山・弘前城観光

ゴルフ組がプレーしている間、観光組の方々は弘前城公園と津軽藩ねぶた村へと向かいます。

弘前城は弘前市の中心部に位置し、弘前藩初代藩主である津軽為信が、主家である南部氏からの独立を果たし1603年に築きました。園内には天守や城門など藩政時代



観光写真(弘前城前にて)

の面影を残すものが数多くあり、また日本一の呼び声高い桜祭りが開催されることでも有名です。

弘前城とねぶた村の観光を楽しんだ後は、山のホテルへ向かいマタギ飯に舌鼓(※マタギとは熊などを狩猟して生活していた人々のこと)。お腹がいっぱいになったところで、お次は青森県の最高峰、「津軽富士」とも呼ばれる岩木山(標高1,625m)へ向かいます。岩木山は、全国ふるさと富士人気投票で第1位に輝くなど、津軽の人々にはとても愛着のある山です。津軽平野のどこからでも見え、見る場所や季節によってさまざまな表情を見せてくれるのも岩木山の魅力の1つでしょう。

岩木山スカイラインを上り、岩木山8合目まで向かい、眼下に望む津軽平野や日本海の絶景を楽しみます。弘前城と並び津軽地方のシンボルともいえる岩木山をめぐり、短い時間ではありましたが、青森津軽を堪能していただけたのではないのでしょうか。是非、桜の咲く時期にまた弘前城へお越しください。

## 表彰式

最後の組がギリギリで上がり、なんとか表彰式に間に合ったようです(最後には雨がパラついてきてしまう)。表彰式には、帰りの電車や飛行機の関係で残念ながら出席できなかった方もおりましたが、会場には多数の方にお集まりいただきました。壇上には、各会からそれぞれの地域の特色を生かしたもの、趣向を凝らした協賛品や豪華な賞品が並び、表彰式は大いに盛り上がりました。

参加者全員に賞品が手渡され、



優勝した松本秀雄会員(函館)

それぞれが今日のプレーを振り返ってはゴルフ談義に花を咲かせていました。そして、栄えある優勝に輝いた松本秀雄会員(函館会)に送られた拍手喝采のなか、第28回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会は惜しまれつつ閉幕となりました。

次年度開催予定地である愛媛会へとバトンタッチです。

## さいごに

北は北海道から南は沖縄まで、遠い青森の地へ135名もの方にお

越しいただき厚く御礼申し上げるとともに、皆様方のご協力によりこの大会が無事に終了したことは、担当会のスタッフとして充実感と安堵感でいっぱいです。お越しいただきました皆様は、青森を堪能することができましたでしょうか？ 我々運営側の至らぬ点多々ございましたが、役員一同「おもてなし」のスローガンのもと精一杯頑張りました。お世話になりました方々へは、この誌面をお借りして改めて感謝申し上げます。

ゴルフ大会の計画、準備はいろいろ大変なこともありましたが、この度のゴルフ大会を通じて青森会役員の団結も一層深まったのではないのでしょうか。このような機会を頂いたことに感謝し、またいつの日か皆様とお会いできる日を楽しみにしております。青森へお越しいただき、どうもありがとうございました。

### 順位(NET)

順位	氏名	所属会	GROSS	HDCP	NET
1	👑 松本 秀雄	函館	85	14.4	70.6
2	長村 正人	奈良	78	7.2	70.8
3	松本 義男	愛媛	84	13.2	70.8

### 順位(GROSS)

順位	氏名	所属会	GROSS
1	👑 長村 正人	奈良	78
2	野里 壽史	岩手	79
3	松下 光一	奈良	80

### ニアピン(out)

👑 松本 義男	奈良	0.40 m
---------	----	--------

### ニアピン(in)

👑 小林 昭雄	青森	1.74 m
---------	----	--------

### ドラコン(out)

👑 戸田 昌浩	福井
---------	----

### ドラコン(in)

👑 松下 光一	奈良
---------	----

# 12th SOUTH EAST ASIAN SURVEY CONGRESS

## (第12回東南アジア測量会議)

岐阜県土地家屋調査士会 小木曾 仙佳

### 参加までの経緯

今年(2013年)の6月に第12回東南アジア測量会議がフィリピンのマニラで行われました。この会議はFIG(国際測量者連盟)のように世界規模的なものではなく、タイトルの通り東南アジアのみの国際会議でした。

なぜ私がこの会議に出席したのか。私は高校を卒業後、カナダのヴァンクーバーに約6年間留学していました。帰国後、父のもとで補助者をして平成20年に土地家屋調査士試験合格、平成22年に独立しました。

まだ土地家屋調査士としての経験が少なく色々勉強をしていくなかで、全国青年土地家屋調査士大会in愛知に参加させていただいた時、私と年齢も変わらないのに色々な意味ですごい人達と出会うことができ、昨年の北海道大会まで欠かさず参加させていただいています。その中で兵庫会の藤井十章さんと運命の出会いがあり、FIG、YSF(測量者青年会のようなもの)を紹介していただき、その流れのなかでフィリピンへ行くことになったものです。

### 会議前日

会議は6月18日から20日までの3日間でした。前日から会場近くのホテルに宿泊し、事前に会場見学をしました。会場は「フィリピン国際会議場」で、築約40年とは思えないほどのモダンな建物でした。当日は、たくさんの参加者が来るということで事前受付をしていただけるといふことになり、和やかな

ムードの中で手続きを済ませました。日本人は私一人のみの参加ということもあり、受付の方がとても親切に対応してくれました。そんななか、イエメンから単身で参加されている方を紹介していただき、宿泊ホテルも一緒という縁もあり、帰国する数時間前までを一緒に過ごしました。名前はハレットで、石油鉱物省の地質調査専門員でした。彼のような職業の方も測量に関係があるのかと、良い発見になりました。この日は初めてのフィリピンということと明日の会議に備え、おとなしく就寝しました。

### 初日

ホテル前の路上でやっとの思いでタクシーを捕まえ、ラッシュをくぐり抜け、ようやく会場に到着しました。セキュリティを抜けメイン会場に着くと、民族音楽で盛大に迎え入れていただきました。午前中は大会役員や来賓のご挨拶、民族ダンス等のセレモニーが行われ、その後、フィリピン geoportal system(地理情報提供システム)についての発表が行われました。各セッションで行われた内容はまたの機会に譲ることにし、本誌面では割愛させていただきます。

その後、ビュッフェ形式のランチをいただきました。イスラム教の方々も多くみえ(ハレットさんもそうです。)食事には豚肉か牛肉か、ハラールではないことなど配慮がされていました。午後からは色々なセッションに分かれての発表が持ち時間30分で次々と行われました。



私はインドネシア地震で起きた大津波についての研究及び地殻変動の研究を見学させていただきました。その後、昨年の札幌でも研究発表された韓国のKang, Sang-Guさんの研究発表を見学させていただきました。韓国の3D管理システムは素晴らしく発展しており、今後、私達も研究する必要があるに感じました。その夜はウエルカムパーティーに参加させていただき、色々なアトラクションでのおもてなしを受けました。色々な国の方々と名刺交換をして、少なからず次につながる夜になったと思います。私とMr.Kang、Mr.Kimは会場に最後まで残り、ダンスをして熱い夜を過ごしました。

## 中日

ホテルを出て、ハレットと手分けをしてタクシーを捕まえ、値段交渉をしてラッシュを抜け会場に到着。午前中は全体発表があり、午後からは各セッションでの発表でした。私のこの日のメイン目的は、YSFのメンバーとの交流でした。現会長のMr.Donmarlにご挨拶をして、フィリピンの若手測量士さん達と色々お話をさせていただきました。その中で、フィリピンでも土地境界紛争は日常茶飯事と聞き驚きました。将来、私たち土地家屋調査士が何か関わることができればと研究中です。その日の夜は、中国の測量機器メーカーがスポンサーのパーティーにYSFのメンバーを招待していただきました。彼らは太っ腹です。若手ばかりなのでお酒も入り、測量や仕事の話もそこそこにカラオケ大会が始まってしまいました。私へのリクエストは日本のアニメの歌ばかりで、ドラエモンが一番人気でした。運悪くそこのお店にはアニメソングがなく、残念でした。



## 千秋楽

本日は測量機器メーカーのブースを見学してきました。日本でもおなじみのトリンプル、ライカがありましたが、中国メーカーの勢いには感心しました。昨夜のスポンサーのHI-TARGETやASNDING、日本では聞いたことのない会社が数社ありました。ここでほとんど一日が終わってしまいました。最後にYSFの討論会があり、傍観者でしたが見学させていただきました。この中だったか定かではありませんが、測量者と関係のない方からの質問で、「測量者の皆さんは自分達だけで徒党を組んで満足していませんか？それに、そもそもそんな組織を作る必要があるのですか？どこに顧客にとってのメリットがあるのですか？」かなりの方が怪訝そうな顔をされて見えました。皆様でしたらどのような返答をされたでしょうか？

## 帰国日

朝チェックアウトをし、ハレットと一緒に電車に乗り、チャイナタウンへ観光に行きました。唯一の観光が1時間くらいしかなく、あわただしく昼食をしてその場でお別れでした。イエメンへ遊びにお願いしていただけただけなのは嬉しいのですが、外務省からは『全土：退避を勧告します。渡航は延期してください。』（継続）のアナウンス。

## 最後に

FIGの世界大会がアジアで初めて開催されます。2014年6月16日から21日、クアラルンプールです。翌年2015年は東アジア大会がシンガポールで開催されます。皆さん、次は一緒に行きましょう！





# 地籍問題研究会

## 第7回定例研究会

2013年(平成25年)9月15日(土)午後1時00分から、創価大学および東京土地家屋調査士会にご協力をいただき、創価大学本部棟M205教室において、地籍問題研究会第7回定例研究会が開催されました。

担当幹事である藤井俊二氏の主催者挨拶、創価大学法科大学院研究科長である尹龍澤氏による挨拶から始まりました。

本日のテーマは『地籍およびその周辺問題』。当日は大型台風第18号の影響による強い雨、風のなか行われました。

まず、立正大学文学部教授である奥田晴樹氏による基調報告「地租改正と日本の近代的土地所有」があり、その後、國吉正和担当幹事の司会のもと4名の会員からの研究報告がありました。



担当幹事 藤井俊二氏



尹龍澤氏(創価大学法科大学院研究科長)

### ■基調報告 「地租改正と日本の近代的土地所有」



奥田晴樹氏(立正大学文学部教授)

報告者は、立正大学文学部教授の奥田晴樹氏です。地租改正は、日本の近代的土地所有にどのような歴史的特質をもたらしたか、をテーマに話が始められました。地租改正は、領知の解体、所持から所有への転化へ。そして、①地券調査②地租改正③地押調査が行われ、明治19年「登記法」の制定、明治22

年「土地台帳規則」公布にともない地租改正の象徴である地券が廃止される。その後、戦後の税制改革として昭和22年「地租法」により地租が国から地方税へ移管、昭和25年「地方税法」のなかで固定資産税へ解消される。また、この昭和25年には税務署の土地家屋台帳事務が登記所に移管されることになる。土地私有権に対する社会的規制として、「田地割」割地慣行の存続(石川県の事例)が興味をひく。近代的土地所有理解の視点には、所有と用益、法制と実態の複眼的アプローチが必要とのこと。また、近代的な土地私有権は、歴史的には帝国憲法・明治民法で法的確定なのだが明治5年の地券交付の際に法文上は確定したとのことでした。

## ■会員からの研究報告1 「調査士会ADR(境界センター)の今後のあり方」



高橋孝一氏(山形県土地家屋調査士会)

報告者は、高橋孝一氏(山形県土地家屋調査士会)です。

「センターに来所した当事者にきちんと寄り添い、当事者自身で抱える問題を見つめ直し、新たな方向性を見いだしていけるように支援していくこと。両当事者が、うまく話し合いができるように援助して、両当事者がともに前向きな人間関係を構築できるように支援していくこと。そうすることで、抱える問題点の解決への道筋が見えてくるのではないだろうか。」

解決したいのは自分自身である。紛争の解決とは、自分で自分を解決することである。

私たち専門家が、解決してあげるのではない。当事者自身による解決を目指すもの。すなわち、ADRは、全プロセスを通じて当事者自身が事件の原因や背景を整理し、自らの手で解決方法を探り出すものを支援する場であり、ADRは、両当事者に

よる自立的自主的解決の場であるべき。そのために私たちは、当事者のために何ができるか、何をすべきかを考え、当事者に安心して利用してもらえるにはどうすべきかを追求するべき。今できること、すべきことを当事者とともに考えていくことではないだろうか。と報告があった。

## ■会員からの研究報告2 「国土調査の問題点」



塚田利和氏(香川県土地家屋調査士会)

報告者は、塚田利和氏(香川県土地家屋調査士会)です。

土地は、国土を構成する単位で私有財産制度の土台であり、国家財政、国民経済及び公権、私権、国民生活もこの上に成立しているもので、一国の政治の基調は土地制度にあるということ。土地制度の根源は地籍であり、地籍は土地の位置(所在、地番)、形質(地目、地積)及び所有関係を明らかにする法律制度を含めての総称である。また、地籍調査とは「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう」と定め、昭和27年の国土調査の実施により測地学的測量を用いたとのこと。

登記官は、昭和32年政令第130号(国土調査法による不動産登記に関する政令)による審査権と審査義務が課せられていることを再認識し、厳正に執行しなければならない。と報告があった。

### ■会員からの研究報告3

#### 「土地家屋調査士法第25条第2項と筆界の特定(北海道に限定して)」



山谷正幸氏(旭川土地家屋調査士会)

報告者は、山谷正幸氏(旭川土地家屋調査士会)です。土地家屋調査士法第四章、土地家屋調査士の義務として、第25条第2項に、「調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。」とある。

北海道では、三角測量術北海道之図において、開拓使は「三角測量によって全道周囲を測量し、郡村市の位置により人民所有の地画を定め、以て其面積を詳にすることを目的として、明治6年御雇米国人ワッソンを測量長に任命して精度の高い三角測量を開始した。沿岸測量は完了したものの河川測量は一部に止まり、三角標設置ヶ所は予定の3分の1で、精測を終えたものは全道の50分の1である。ただこの事業は、北海道の地図作製史上からも、日本の測量事業上からも、極めて重要であったと言われ、その詳細は北海道三角測量報文として出版されている。」とのことである。

北海道の場合、明治初年から始まった各種地図の作製により確定された境界で原始的筆界を指し(殖民地区画図・土地連絡図・開拓図確定実測図等)、登記記録・地図に反映されている。

### ■会員からの研究報告4

#### 「縄延びについての一考察」



山口眞平氏(京都土地家屋調査士会)

報告者は、山口眞平氏(京都土地家屋調査士会)です。公簿面積より実測面積が増加する原因としての「縄延び」について、新井克美氏による検証、築瀬範彦教授による研究を対照させながら考察されたものである。

「公図形状と現地形状とが合致しない、実測面積と公簿面積とが乖離している。」土地家屋調査士が業務を行う上で、よく直面する問題がある。その際に、軽々に公図の精度が悪いことを理由にはしていないであろうか。また、元来公図が有する誤差を考慮しているのであろうか。間違った認識による「ゴマカシ」の流布は、土地家屋調査士が多くの責任を担っていたのではないか。改租図、更正図と呼ばれる公図のすべてが、当時の基準によって作成されたものであるとは限らない。しかし、土地家屋調査士は土地家屋調査士法第25条第2項に基づく地域慣習の知識を深めることによって、正しく公図の評価をしなければならず、当然に、地域的な「縄延び」についても熟知しておく必要がある。公図等の沿革についての研修、或いは研鑽の不足があることには間違いがないであろう。

今後、土地家屋調査士が、筆界特定制度、境界確定訴訟、不動産登記法第14条地図作成、或いは地籍調査などにおいて、また新たな業務の開拓の際に、その有する知見に基づき活躍の場を拡大していくためには、「筆界」についての正しい知識を深めることが必須であると考えます。との報告があった。

最後に、担当幹事の藤井俊二氏による閉会の挨拶により、研究会は終了となりました。大型台風の影響により今回の懇親会は中止となってしまい、皆さん大慌てで家路を急がれておりました。

広報員 羽鳥光明(東京会)

# 我が会の会員自慢

VOL. 22

## 山梨会 『我が会の会員自慢』

山梨県土地家屋調査士会

おびか あつし  
小比賀 敦

今回、山梨会がご紹介いたしますのは、甲府市在住の小比賀敦会員です。平成13年に山梨会に入会され、真面目で誠実で穏やかな人柄が人気の土地家屋調査士です。今回の「我が会の会員自慢」の話を持ちかけた時も、「私でいいのですか?」とかなり遠慮気味な反応でした。ですが、ここは部長としての押しの一手で無理やり引き受けていただきました。以下、インタビュー形式でお伝えします。

山梨県土地家屋調査士会 広報部長 野澤 岳人

野澤：今日は宜しくお願いします。

小比賀：こちらこそ、宜しくお願いします。

野澤：先ず最初に、僕が疑問に思っていることをお聞きします。

小比賀という姓は山梨ではとても珍しいと思いますが、ご出身はどちらですか？

小比賀：両親は香川県の高松ですが、父の仕事の関係で茨城県の日立市で高校時代までを過ごし、山梨の大学に入学して以来、甲府盆地に住みついています。

野澤：次に、土地家屋調査士になろうと思ったきっかけとか動機はありますか？

小比賀：大学時代にサラリーマンになるか自営で生きるかを考えました。そんな時、叔父が土地家屋調査士であることを思い出し、挑戦してみようかなと思ったことが動機でしょうか。

野澤：それでは、いよいよ本題に入ります。水泳がご趣味で大会にも出場されているということを知っていますが、詳しく教えていただけますか。

小比賀：小・中・高と水泳をしていました。中高では部活動の他にスイミングスクールでトレーニングをするほど熱中していました。種目は平泳ぎで中学でも高校でも県の代表として関東大会に出場したことがあります。インターハイとか国体の代表にはなれませんでした。

野澤：関東大会出場は大変なことだと思いますよ。だれにでもできることではありませんから。

小比賀：数年前に、山梨会の武井新吾会員に教えて

いただいたのが「湘南オープンウォータースイミング」という遠泳の大会です。湘南の江の島をゴールとする10kmのコースと2.5kmのコースがあり、私は2.5kmのコースに出場しています。

七里ヶ浜から江の島まで泳ぐわけですが、潮の流れとか満ち引きとかでタイムはかなり違ってきます。

昨年は台風の影響で中止になりましたが、平成22年から出場しています。

野澤：タイムトライアルですか？

小比賀：そうです。

野澤：何分くらいで2.5kmを泳げるのですか？

小比賀：今年は、46分かかりました。順位は40歳代で出場者226名中18位でした。

野澤：すごいですね。記録もですが、体力・気力



向かって左側が小比賀敦会員・右側が武井新吾会員  
二人揃って完走ならぬ完泳です。

を要求される遠泳で2.5 kmを泳ぎきることが僕にはとてもすごいことに思えます。これからもこの大会への出場を続けていけますか？

小比賀：そうですね、元来好きな水泳ですし、年に一回のことでもありますし続けたいと思っています。

野澤：今日は、ありがとうございました。

小比賀：いいえ、こちらこそ自分を振り返る機会をいただいたようでありがとうございました。

インタビューを終えて：なんとも爽やかなお人柄でした。私たち山梨会の会員にこんな人物がいることが、嬉しく・誇らしく思え、会の前途も明るく思えたインタビューでした。こんな機会を得られたことに感謝です。ありがとうございました。



フィニッシュした証のメダルと記録証です。

## 鹿児島会 『ライスワーク？ ライフワーク？』

鹿児島県土地家屋調査士会 副会長 福崎 秀一

鹿児島会で、怪しげなロゴマーク付きのジャンパーやポロシャツを毎日着用している会員を紹介します。

今や、鹿児島に留まらず全国展開を行っている前広報部長で現在、副会長と総務部長を兼務している福崎会員にお話を伺いました。

鹿児島県土地家屋調査士会 広報部長 桐原 茂太



登記や測量など様々な場面が、私たちの広報活動の場です

1. 「土地家屋調査士」のロゴマークを作成しようとしたきっかけは？

私が「土地家屋調査士」という資格があることを

知ったのは、20年ほど前のことです。国民の財産にかかわる仕事にも関わらず、なぜ国民の皆様には馴染みが薄いのだろう、とその頃から感じていました。

この資格を取得してからは、「土地家屋調査士」の知名度を上げるには、どのような広報をしていったらよいのであろうかと、事あるごとに考えていました。

県会、支部の業務に携わることになってからは、その思いがさらに増し、広報の手立てを探る日々を送っていた中、5年前のある日、広報部長をしていた私の頭の中にあることが閃いたのです。

“そうだ!! 鹿児島会で土地家屋調査士会のロゴマークを作り、広報活動のツールにして利用しよう。”その旨を広報部に提案し、それが契機となり今に至ることになりました。まさに、桜島の噴煙のごとく私の熱い思いが一気に爆発したようでありました。

## 2. 「土地家屋調査士」のロゴマークのコンセプトは？

日本の深い歴史のなかで生まれた、登記制度に係る土地家屋調査士の職責として国民の財産及び権利の根幹に関する不動産(土地、家屋)の表示登記を始め、正確性を期する業務を取り扱う職種であることを表すことと、なおかつ『土地家屋調査士』という名称を、広く国民に浸透させたいとの熱い思いを伝えることをコンセプトとしています。

## 3. 「土地家屋調査士」ロゴマークの作成にかかった期間は？

当時の広報委員会で素案を持ち寄り検討しましたが、今一しっくりきません。我々は、土地や家屋を調査したり、登記したりすることは得意ですが、デザインのセンスは持ち合わせていないのは仕方がないことかも知れません。

「餅は餅屋に頼め。」といわれているように、ここは専門家に相談した方が良いかな? と思い、候補者を探してみたところ以外にも身近にいることに気がきました。鹿児島で〇番目に有名なデザイナーが高校の後輩にいたのです。(彼曰く: 鹿児島で2番目に有名なデザイナーとのこと。1番を名乗らないところが実に謙虚な男であります。)

彼とは高校の先輩、後輩という関係で、常日頃から、私が「土地家屋調査士」という資格を広く国民に広報したい思いを会うたびに熱く語っていました。それが功を奏し、私の思いが彼の心に伝わったのでしょうか、ロゴマークのデザインを快く引き受けて

くれました。

それから数日後、彼からロゴマークのコンセプトに合ったデザインの候補を数枚作成してもらいました。その中から1枚に絞り、それからその1枚を色合わせ、大きさ、字体等細部にわたり練り込み、コンセプトとロゴマークの位置づけ、取扱い方法、活用方法等の打合せ。多岐にわたり詳細部分まで納得がいくまで繰り返し打合せを行いました。今の形にたどり着くまでに約8か月かかりました。

彼と私の事務所は30 km以上離れた遠距離ではありましたが、二人のロゴマークへの愛情に比べたら距離のことなど、何のその!! 数え切れないほどの打合せのために、どちらからともなく、お互いの事務所を行ったり来たり繰り返し。時には焼酎を酌み交わしながら構想を練ることもありました。当時、彼とは変な関係では? と妻から疑われていたのかもしれませんが、今思えば、楽しい思い出です(今でもこの関係は継続中ですが……)。

## 4. 「土地家屋調査士」ロゴマークのデザインに関するコンセプトは？

正方形のスペースの中で不規則に配置された文字の中央に“赤い杭”を打つことにより形を整え、整然と並び直せた様子をイメージしました。さらに銀の鉾を打つことにより、万人の信頼に足る測量・登記を実施していくことへの責任の重さと、「土地家屋調査士」の業務へ従事することへの自負を表現しました。

登記制度が日本の深い歴史に培われていること、『土地家屋調査士』という名称をより広く知らしめたいという意図から敢えて漢字で表記し、正確性を期する業務であることから繊細さと品位を感じさせる明朝体を採用しました。



オリジナルロゴマーク：東京会

## 5. ロゴマークはどのように生かされていますか？

### 第1弾はジャンパー

スーツの上からでも着用ができるコートジャンパー、Yシャツの上から羽織れるブルゾンジャンパー。どちらも通常の内部業務や現場業務(立会業務、測量業務)に着用できるようにとの思いから、白、黒の2タイプを作りました。

明るく、清潔感のある白タイプ、汚れが目立たず重厚感のある黒タイプ。好み、用途に合わせられるように配慮しました。



ジャンパー

### 第2弾はポロシャツ(半そで、長そで)

夏場、冬場等の事務、現場作業において気軽に着用できるように、カラーは白黒の2タイプを取り揃えました。

### 第3弾は作業服、防寒着、帽子関連

作業服もオールシーズンの事務、現場作業のシーンにおいて選択できるようにカラー、バリエーションも様々なタイプを取り揃えました。



作業服



帽子黒

帽子ベージュ

### 第4弾は安全帯(安全帯)

道路上での作業時に威力を発揮します。鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会では、社員の安全を確保するために着用を義務付けています。



安全帯



安全帯アップ

### 第5弾は？

乞うご期待！



徽章

#### 6. ロゴマークデザイン制作費用は？

デザイナーとの熱い友情と想いを、打合せ時の酒宴で、デザイン料は勘弁していただいています！（焼酎で物納？）

#### 7. ロゴマークのお披露目までの苦労は？

特に苦労とまっていることはありません。全国の会員の皆様（約3,600名）からお礼と励ましの言葉を頂き、さらに次のステップへの励みになっています。

余談ではありますが、最終の形を決めるまでに日の目を見ないサンプル、27着は事務所に飾られています。

#### 8. ところで、福崎会員はどのような時に、これらの用品を利用されていますか？

立会、測量、官公署への挨拶時、総会、連合会事務局に伺う時も、家を出るときから帰るまで脱いだことはありません。（じゃ！じゃ！じゃ！）

そうすることにより、多くの皆様に「あのロゴマーク何て書いてあるの？」と気付いていただき、いつかは「あ～！土地家屋調査士の方ね！」と言われることを願っているからです。あちらこちらの町中で、「土地家屋調査士」のロゴマークが見られることを夢見て！

慣れとは怖い？もので、最初は着用していることが恥ずかしいのですが、だんだんと着ているうちに、気にならなくなり、しばらくすると快感に変わってきます。そこに至るには、「土地家屋調査士」としてプライドと品格が必要であることは言うまでもありません。私は常に事を為すためには、「一人からでもやる、一人になってもやりぬく」覚悟が必要なのでないかと思っています。

全国の会員の皆様も、各会で素晴らしい広報ツー

ルがあると思いますので、積極的に有効活用されまして「土地家屋調査士」の広報活動の輪を広げましょう！

#### 9. 「土地家屋調査士」ロゴマーク入りツールは、どこで購入できますか？

鹿児島会のホームページ上の申込用紙で申込みいただければ、全国各地に発送いたします。ただし、申し訳ありませんが、少数の場合は、配送料をご負担していただいています。また、商品によっては数量に限りがあるために、早めのご注文が確実です。

#### 10. 最後に、無粋な質問ですが「儲かってますか？」

お陰様で、と言いたいところでありますが、手数料他、一切頂いておりません。鹿児島会事務局で受け付けましたら、すぐに販売店に連絡して受注製作を行い、会員の皆様に直送しています。

直接販売店に任せれば良いのではと思われるかもしれませんが、このツールを通して全国の会員の皆様と交流ができることが楽しみでもあります。それよりも土地家屋調査士の会員の皆様に、より良い商品をより安価で、より早い納品をめざすことにより、「土地家屋調査士」の名称を広く国民の皆様に広報したいとの想いを理解していただけたら幸いです。ただし、事務局の職員には負担をかけて申し訳ないと思っていますが、全国の会員の皆様とコミュニケーションが取れて嬉しいとの声も聞かせてもらい、その声に甘えているところもご理解ください。

今後とも、鹿児島会ショップをごひいきに、よろしく願いいたします。

#### 11. ライスワークとは？ライフワークとは？

私にとって、

土地家屋調査士業務は、ライスワーク？

「土地家屋調査士」ロゴマークを使った広報活動は、ライフワーク？

生活の糧としての職業であることは否めませんが、ただ単にそれだけでは？

と自問自答しながら、日々頑張っています。



## 秋田会

### 「幻の山菜ひでこ栽培と苗販売」

大曲支部 鎌田 一志



『会報あきた』第143号

◆今年還暦を迎え、人生のゴールも徐々に近づいて来たと感じるようになってきました。

私の目標は、65才ぐらいで仕事に振り回される調査士業を廃業し、「定年帰農」して晴耕雨読のリタイヤ生活を送る事です。

私の住む地域は、民謡ひでこ節発祥の地と言われており、12年程前から有志が山菜のシオデ(別名ヒデコ)を使った村おこし活動に取り組み始めました。

この活動に参加している内に、自分でもヒデコの栽培をしてみようと思ひ立ち、平成21年から栽培を始めました。

◆ヒデコは栽培事例が非常に少なく、まだ栽培技術が確立されていない未知の山菜です。栽培のための知識はインターネットに公開されている情報や、農業試験場での研究成果などに頼るしかないので、

栽培は試行錯誤の繰り返しです。

貸していた農地を返してもらい、1年目5a、2年目9a、3年目6aに5～6千本の苗を植え付けました。1年目の苗は近所の先輩からもらった苗ですが、翌年からは自分が種を蒔いて育てた苗です。

ヒデコは播種した翌年に発根し、二年後に発芽します。そこからさらに5～6年育てないと収穫出来ないため、栽培には根気のいる山菜です。植え付けから2～3年間は雑草に埋められると成長出来ずに淘汰されやすい事も栽培経験から解りました。

今年で栽培から5年目になり、やっと1年目に植えたヒデコの内、成長の良い株から少し収穫する事が出来ました。

ヒデコの栽培は雑草との戦いです。農薬や除草剤を極力使用しないようにしているため、頻繁に車刈作業をしなければなりません。以前

のように調査士業が暇な頃とは違い、多忙となったこの頃は早朝の車刈作業も辛くて休みがちです。

◆冬期間の仕事がほとんど無かった平成23年、手元にあった1000株のヒデコの苗を販売してみようと考え、書店で買い求めた「完成までたった3日ゼロからのホームページ作り」と「はじめての無料ネットショップのツボとコツ」という本を頼りに、安価なホームページ(以下HP)作成ソフトを購入し、2か月かかってHPを自作し、無謀にも「ひでこ屋」という通信販売のWEBサイトを始めました。

通販サイトが出来たからといって注文はなかなか入ってきません。ネットに載せると注文が殺到した昔と違い、今では星の数ほど通販サイトがあるため、検索エンジンの上位に引っかけられないとHPを見てももらえないのです。最初の頃と違い、今では「シオデ」「シオデ栽培」で検索すると結構上位に出てくるようになりました。

翌年からはブログ「ひでこ屋日記」でヒデコの栽培状況等の情報発信も始めました。これも山菜ブログのランキングでは結構上位に出て来ます。山菜ブログは参加人数が非常に少ないためです。



ひでこの里



ヒデコの花



結実

◆気になる苗の販売状況ですが、あまりにもマニアックな山菜苗のためか、思っていたより注文は少なく、手間暇をかけた割には小遣い銭にもなりません。今のところはまさしく「趣味の世界」です。

自分が販売しているヒデコの苗には自信を持っております。発芽してから3年かけて育てた苗の中から育ちの良い苗を選んで3年物の苗として売り出しているのです。

北は北海道から南は九州まで全国各地の山菜マニアが苗を買ってくれます。

ポットで育てた3年物の苗は他の店では売っておらないため、いつかブレイクする可能性に期待して販売を続けて行きたいと思っております。

◆ヒデコは今注目されている山菜です。関東や東北の各地からヒデコ畑を視察に来たり、苗を買いに来る人もおります。

昨年は岩手の農業改良普及所がヒデコ栽培を試みようとする農家の人を引き連れてマイクロバスで私のヒデコ畑を見学に訪れました。

◆10年後、調査士をリタイヤした私はどうなっているでしょう

か？病気になって療養生活しているのでしょうか？それとも亡くなっているのでしょうか？

いやいや違います、「幻の山菜」ヒデコ栽培の第一人者としてマスコミを賑わし、ヒデコと苗が飛ぶように売れて晴耕雨読・悠々自適のリタイヤ人生楽しんでいるに違いありません!!きっとそうなります!!

そんな自己暗示をかけながら、

気持ちだけしか若くない体にむち打ち、多忙な本業の間に趣味の時間を無理矢理押し込んで倒れない程度に日夜悪戦苦闘する毎日です。

◆還暦を過ぎたら残りはオマケの人生、やりたい事をやって生きましよう。いつお迎えが来ても悔いのないように…合掌

(ひでこ屋HP <http://hidekoya.com>)



定植h23.10



食べごろ1



畑4年



収穫したヒデコ

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

平成25年9月2日付  
東京 7797 下平 翔吾 兵庫 2426 鈴木 浩二  
富山 505 芝田 達矢  
平成25年9月10日付  
千葉 2134 工藤 秀一 群馬 1019 大竹 浩史  
長野 2577 藤森 崇之 奈良 430 中泉 成実  
奈良 431 滝澤 圭祐 和歌山 428 山下 隆士  
愛知 2838 大橋 久美 山口 953 梶山 実  
福岡 2233 犬丸 雅元  
平成25年9月20日付  
東京 7799 鈴木 直人 群馬 1020 小林 修二  
愛知 2839 原 基 島根 498 常松 慶久  
福岡 2234 木原 崇 佐賀 549 田中 史朗  
宮城 1011 佐々木宏明

## 登録取消し者は次のとおりです。

平成24年7月28日付 佐賀 447 岡原 勝彦  
平成25年3月29日付 千葉 883 渋谷 健康  
平成25年6月26日付 愛知 1405 後藤 武雄  
平成25年7月20日付 大阪 2052 蓮中 厚夫  
平成25年8月10日付 群馬 625 尾林 順  
平成25年8月12日付 兵庫 1701 村上 保正  
平成25年8月19日付 茨城 939 鈴木 豊  
平成25年8月23日付 神奈川 1319 大塚 好道  
平成25年9月2日付  
茨城 351 松井 開明 旭川 292 渡辺めぐみ  
平成25年9月10日付  
東京 821 井出 唯雄 東京 5897 清水 信一  
埼玉 1830 福田 和正 茨城 1379 山口 雅之  
群馬 668 石倉 健雄 長野 1845 西澤永士郎  
新潟 1682 亀山 政男 滋賀 379 田中 欣一  
愛知 1964 八木 誠 島根 482 玉木 修治  
大分 597 布施 覺雄  
平成25年9月20日付  
東京 5438 新田 清正 東京 5685 金井 設男  
東京 6023 小林 信洋 東京 7161 渡辺 浩  
神奈川 1751 西田 和哲 神奈川 2410 増田 智  
群馬 901 津久井 宏 新潟 1782 内田 尚一  
新潟 1994 清水 保司 大阪 1566 中村 棟治  
大阪 1628 谷口 和昭 大阪 1793 岡本 修司  
大阪 2190 薄雲 秀文 大阪 3042 丹生 伸郎  
大阪 3106 松本 憲司 京都 565 前田 精一  
兵庫 1557 平田 拓雄 岐阜 1223 田中 都  
福井 329 福田 晋介 佐賀 496 篠原 司  
宮崎 650 今別府 晃 岩手 1089 丸山 尚伸  
青森 623 成田 善裕

## ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成25年9月10日付 福岡 1985 石橋 和明

お知らせ

## 電子証明書の発行等に関する重要なお案内

日本土地家屋調査士会連合会

平成18年に日調連特定認証局を構築して以来、連合会では多くの会員にご理解とご協力をいただき、国が進めているオンライン登記申請の促進に協力して、平成25年9月末日までに累計23,302枚の電子証明書を発行してまいりましたが、現認証局の運営には多額の費用を要し、連合会の財政にとって大きな負担となっていました。

そのような状況の中、平成23年11月に、土地家屋調査士法施行規則が改正され、連合会が提供する情報に基づき、他の認定認証事業者が土地家屋調査士であることを証明する電子証明書を発行することが可能になったことから、本年6月18日、19日に開催された第70回定時総会において、現認証局が行っている業務を、経費の節減が見込める「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者（以下「新認証局」という。）に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

これを受けて、連合会では、委託先となる新認証局の選定や電子証明書の配付方法について検討を続け、その結果、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選ぶこととし、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することといたしました。

詳細につきましては、順次詳細が確定次第、ご案内をいたしますので、円滑な移行のために、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 1 現認証局で発行した電子証明書の失効時期

現認証局については、2015年(平成27年)3月中旬を目処に閉局したいと考えており、そのため、2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

なお、保有する電子証明書の有効期限の途中で利用ができなくなる会員に対しまして、現認証局が発行した電子証明書の利用ができなくなる期間に応じて、新認証局で発行する最初の電子証明書の発行負担金を、その期間に応じて割引することを検討しています。

### 2 新認証局が発行する電子証明書の申込み

申込みの窓口は、現行認証局と同じく、連合会となります。

連合会では、現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年(平成26年)8月上旬からになる見込みです。

新認証局における電子証明書の発行は、2014年(平成26年)10月中旬からを予定しており、新認証局から電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

新認証局からの電子証明書の発行のタイミングは、現認証局が発行した電子証明書の有効期

---

限によって次の3つのグループに分かれますが、どのグループであっても、なるべく早期に新認証局から発行される電子証明書の利用申込みをいただきますようお願いいたします。

なお、新規に申し込まれる会員で、電子証明書の取得を急がない場合は、2015年(平成27年)3月以降にお申し込みをいただきますよう、ご協力をお願いします。

また、はやい時期に発行を希望する会員におかれましては、随時発行してまいりますので、なるべく早期にお申込みいただきますよう、お願いいたします。

#### Aグループ 電子証明書有効期限：

**2014年10月中旬～11月中旬**

優先して新認証局から電子証明書を発行しますが、発行開始直後は、発行事務が集中することも予想され、新認証局における電子証明書の発行が遅れた場合には、電子証明書の利用ができない期間が生じるおそれもあります。

現認証局では、有効期限の3か月前を目処に新しい電子証明書を発行するための利用申込書を送付することとしております。電子証明書の利用できない期間を確実になくしておきたいと考えられる会員におかれましては、新認証局から発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局からの電子証明書の発行請求の手続も併せてさせていただきますようお願いいたします。

#### Bグループ 電子証明書有効期限：

**現在～2014年10月中旬**

現在利用している電子証明書の有効期限日の翌日から、新認証局において発行した電子証明書を確実に入手できるようになると想定される同年11月中旬までの間、電子証明書の利用ができ

なくても影響ないという会員におかれましては、現認証局の電子証明書の発行の申込みを行わず、新認証局から発行する電子証明書のみにお申込みいただきますようご協力をお願いします。

なお、電子証明書の利用ができない期間をなくしたいとする会員におかれましては、新認証局が発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局が発行する電子証明書の発行請求も、併せて手続きしていただきますようお願いいたします。

#### Cグループ 電子証明書有効期限：

**2014年11月中旬以降又は新規**

2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書をすべて失効する手続を行う予定であり、それまでに新認証局からの電子証明書を発行できるよう早期に利用申込みをしていただきますようお願いいたします。

### 3 電子証明書の発行方式

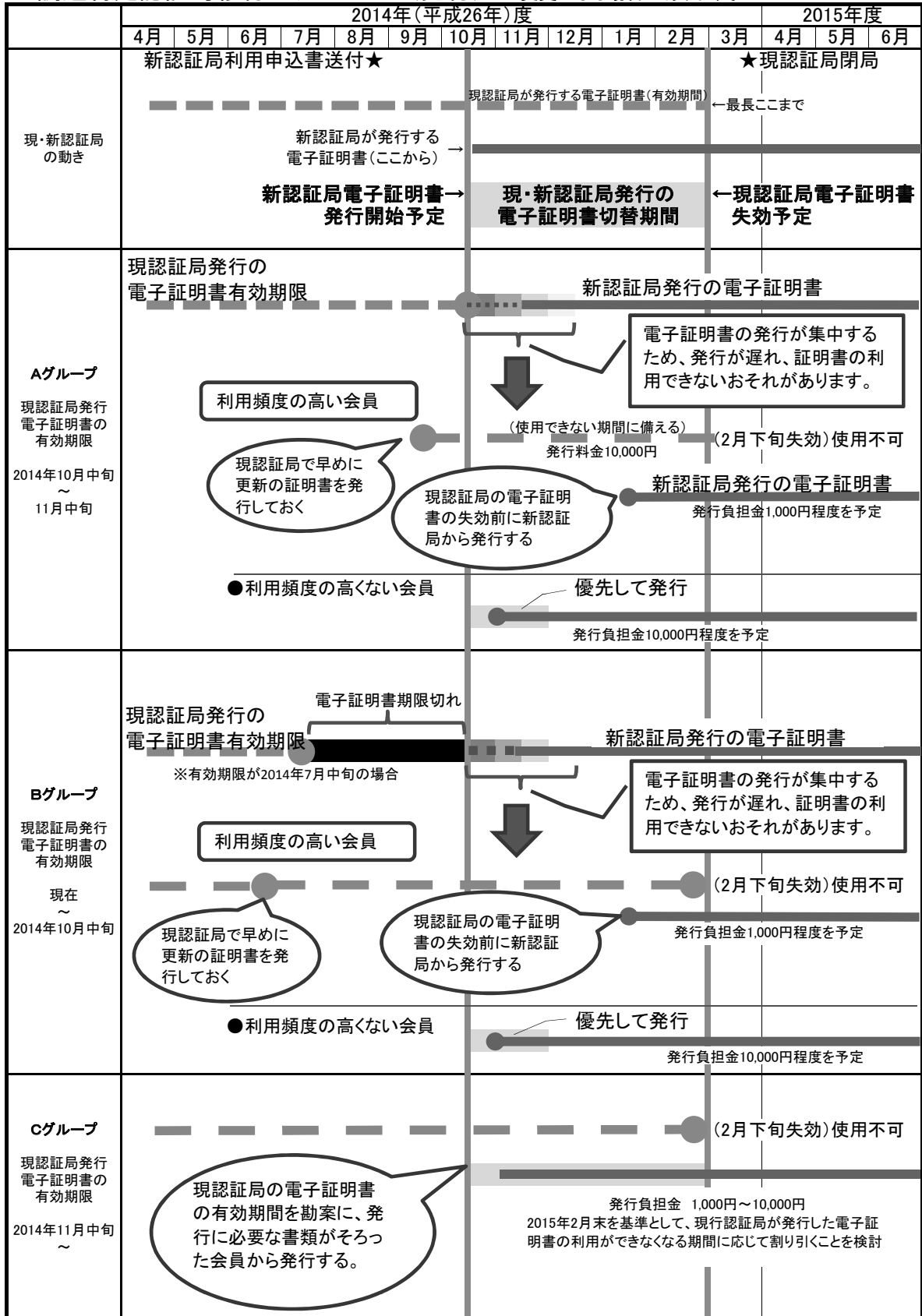
指定されたサイトから、ファイル形式の電子証明書をダウンロードする方式とする予定であります。

現行のICカードに換えて、ファイルを参照するというだけで、それ以外の使い方は、これまでと変わることはありません。

なお、ダウンロードは1回限りとなります。ダウンロードの方法や使い方に関して、ヘルプデスクを開設する予定でありますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

詳細は追ってお知らせいたします。

日調連特定認証局移行スケジュール(発行) ※変更になる場合があります。



# 会 長 レ ポ ー ト

## R E P O R T

9月16日  
～10月15日

### 9月

#### 17日

**一般社団法人公共ネットワーク機構挨拶対応**  
理事長 井澤倫子氏、監事 岡田高明氏来局面談。  
同機構においては、警視總監を交えた会合があり、危機管理、災害復興を中心に研究、活動する組織で、霞が関に広くネットワークがあるのが特徴との説明を受ける。

16日、日本列島を直撃し、京都、滋賀、福井や関東北部に大きな被害をもたらした台風18号であるが、岡田副会長が各会に連絡確認したところによると、17日時点では会員に直接被害はない様子で一安心。

#### 18日

**平成25年度第10回正副会長会議**  
各副会長、専務理事、総務部長出席  
＜協議事項＞

- 1 平成25年度第1回全国ブロック協議会会長会  
同の対応等について
- 2 推薦図書の指定について

#### 18日～19日

**第1回全国ブロック協議会会長会同**  
各副会長、専務理事、各常任理事、各ブロック協議  
会会長出席  
＜協議事項＞

- 1 連合会会館(シティ音羽)の処分について
- 2 日調連特定認証局の民間認証局への移行につ  
いて
- 3 調査・測量実施要領の改訂について
- 4 第1回全国会長会議の運営等について
- 5 ブロック担当者会同への出向について
- 6 重点事業の実施状況と今後の取組みについて  
新執行部において対応してきた各課題について説  
明、協議させていただくとともに、各ブロック協  
議会長から、地域で抱えている問題点を投げかけ

ていただき、連合会も共に考えることのできた会  
同であった。

また、10月の全国会長会議の運営に関しては、  
連合会長の施政方針を明確に打ち出し、発信する  
ことが最も大切であるとの意見に触れ、仲間とし  
ての一体感を感じたところである。

今年度の軸を、土地家屋調査士の日常業務の成果  
を活用した地図作りに置くため、午後から、国土  
交通省土地・建設産業局地籍整備課長と協議。

PM4:00 帰途。

#### 20日

**公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査  
士協会総会に来賓出席**

久し振りに岐阜会会員を前に挨拶させていただ  
く。考えてみると連合会長就任後初めて。  
岐阜地方法務局長、総務課長、首席登記官の他、  
岐阜県庁、岐阜市役所からも来賓出席いただいた。

#### 21日

**中原利春氏 黄綬褒章受章祝賀会**

愛知会中原利春先生の黄綬褒章受章祝賀会に連合  
会長として出席し、祝辞を述べさせていただく。  
愛知会会員のお世話で盛会であった。

#### 26日

**国土調査法第19条第5項に関する打合せ**

AM11:00から、菅原副会長、海野社会事業部長  
とともに、国土調査法第19条第5項の關係で不  
動産登記法第14条第1項地図として備え付ける  
方策について意見調整する。

**国土調査法第19条第5項に関する民事第二課と  
の打合せ**

菅原副会長、海野常任理事同席  
打合せ後、連合会にて会務。

## 27日

### 新人研修における会長挨拶の収録

午前中、菅原副会長同席のもと会長挨拶のDVD収録に臨む。カメラの前は、慣れないためか何度もやり直し…。

### 国土調査法第19条第5項に関する地籍整備課との打合せ

菅原副会長、海野社会事業部長とともに土地家屋調査士が保有している国土調査法第19条第5項のサンプルを持参し、今後の予定や不動産登記法等々について意見交換。

## 10月

### 3日

#### 平成25年度第11回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

<協議事項>

- 1 平成25年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

午後からの理事会に向けての協議を中心に懸案事項を協議。特に、業務部所管の業務実態調査の回答率が低い報告を受け、危機感が募る。

### 3日～4日

#### 平成25年度第3回理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事出席

<審議事項>

- 1 平成26年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 FIG（国際測量者連盟）ワーキングウィーク2014について
- 3 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 4 第9回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

<協議事項>

- 1 平成25年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 土地家屋調査士の懲戒処分手続について
- 3 調査・測量実施要領の改訂について
- 4 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の

改定について

#### 5 G空間EXPO2013の実施内容について

新執行部として実質2度目の理事会であるが、審議事項、協議事項ともに多くの理事から質問、意見を発言する場面が多く、非常に頼もしく感じる。

## 4日

#### 平成25年度第1回制度対策戦略会議

各副会長、総務部長、業務部長、研究所長出席

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築について

本年度初めての制度対策戦略会議を開催し、広く日本社会全体を見据えた戦略的対応として、前年度からの継続課題について現執行部としての確認と方向性を協議。

### 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長との打合せ

岡田、菅原両副会長、海野社会事業部長同席

## 5日

#### 安藤泉氏の黄綬褒章受章を祝う会

千葉会安藤泉先生の黄綬褒章受章祝賀会に房総、富浦ロイヤルホテルへ向かう。大変盛会であった。また、先の参院選で当選された、現役土地家屋調査士でもある豊田俊郎議員も出席されており、制度発展のための力添えをお願いした。

## 9日

#### 保岡興治議員「衆議院議員保岡興治モーニングセミナー」

専務理事同席

高市早苗政調会長が国の諸問題につきゲスト講演。

#### 太田昭宏国土交通大臣表敬訪問

岡田、加賀谷、菅原各副会長同席

かねてから土地家屋調査士制度に理解をいただいていることに敬意と感謝をお伝えし、震災復興に関する土地家屋調査士関連業務についても意見交換させていただいた。また、東京オリンピック開催の話題にも触れられ、災害に強い防災都市東京



と高齢者、障害者、外国人に優しい日本を世界にアピールするとの強い意志を感じた。

#### 自民党議連幹部役員との懇談

岡田、加賀谷、菅原各副会長同席

自由民主党議員連盟幹部の先生方と正副会長、政治連盟との打合せ。

高村副総裁、保岡、塩崎、石田、柴山各議員出席。今後も良好な関係を確認し、私たちの制度発展に寄与いただけるようお願いさせていただいた。

#### 12日

中部ブロック会長会議及び総務、研修担当者会議  
場所は三河安城駅前にある東祥ビル。参加者は31名(内連合会4名)。

連合会から加賀谷副会長、菅原副会長、中塚総務部長、戸倉研修部長が参加し、特定認証局と特別研修の説明を行った。

#### 14日

#### 高橋昭氏旭日双光章受章を祝う会

茨城会高橋昭先生の旭日双光章受章祝賀会に出席し、祝辞を述べる。橋本昌知事、岡田広参議院議員、山田修東海村長はじめ多くの議会関係者や土地家屋調査士会員の出席があり、盛会であった。



## 国土交通大臣 表敬訪問



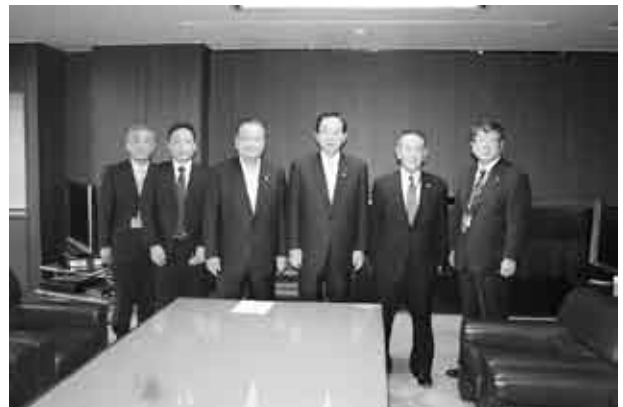
本年10月9日、国土交通省に太田昭宏国土交通大臣を表敬訪問しました。連合会から林会長、岡田副会長、菅原副会長、竹谷専務理事が出席したところ、公明党・土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長の漆原良夫衆議院議員が、大変お忙しい中、駆けつけてくださいました。

太田大臣から、西暦2050年になっても、繁栄を続けている日本の姿を想定して、オリンピック開催の際は、災害に強く、高齢者や外国人の方に優しい東京を、何としても実現したいとその熱意が語られました。また、オリンピック開催費用のために、東日本大震災の復興予算に影響が及ぶようなことにはならないと力強い説明がありました。

林会長は、将来の人口減により、人の住んでいない地域が拡大したときに、国民・国土を守るために

土地家屋調査士に何ができるのか、真摯に考えていきたいと述べられ、大臣も、土地家屋調査士のますますの活躍と、公明党議員懇話会との協力体制が一層強化されるよう期待を表されました。

連合会事務局



(左から)竹谷専務理事・岡田副会長・漆原議員懇話会長・太田国土交通大臣・林会長・菅原副会長



逆療法

水上陽三

年に一度大地が炎ゆる曼珠沙華  
あればよし無ければ無いで秋扇  
秋口の逆療法はもう効かぬ  
岳麓の田ごとの畦の秋ざくら

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明  
萩の庭海部あまのもてなし薄茶かな  
露しとど治水神社の義士の像  
橋桁の傷みを見つむ去ぬ燕  
越後瞽女通ひし道や吾亦紅  
祝元会長黄綬褒章受章  
漆黒の貌が誇りやつづれさせ

岐阜 堀越貞有  
鐘の音の四方より聞こゆ秋の夕  
雨音に強弱ありて秋の山  
風音のかすかに湿り秋の山  
蹴躓く石の先には冬すみれ  
行く秋や出合ひ触れ合ひ薄れゆく  
茨城 島田 操  
万国旗靡く校庭秋晴るる  
秋晴やリュックに詰める握り飯  
秋野菜蒔き終ふけふは吟行に  
老いぬれど励むことあり文化の日  
庭に出て焜炉で焼きし新秋刀魚

東京 黒沢利久

新涼の雨傘開く橋の上  
仲秋の月の出妻と見てをりぬ  
特攻の悲哀をいまに終戦日  
蛇笏忌や雲を払ひて山の空  
落葉踏む老いのはじめは足に背に

茨城 中原ひそむ

ままならぬこの世に老いて秋うらら  
昏れ残る残菊のみとなりし庭  
柚子は黄に吾八十七の誕生日  
潮騒の如き耳鳴り雲の秋  
秋風や検診結果要治療

今月の作品から

水上陽三

清水正明

橋桁の傷みを見つむ去ぬ燕  
最近橋梁や高速道路など、全国各地において劣化現象が問題になっている矢先のこと、国道一号線の本曾大橋の劣化損傷状況を見ての作ということである。たまたまその時作者は遙かなる南を目指す帰燕の群れを見て、自然の営みと工作物の寿命に思いを馳せ、命の無常を感じたのである。

堀越貞有

行く秋や出合ひ触れ合ひ薄れゆく

十月も半ばを過ぎると日の光も弱まり、空気は澄み朝晩冷気を覚える。一木一草に

至るまで近づく冬へ構えを顕著に見せるようになる。と同時に人の心はものあわれや寂しさに敏感となる。誰とは限らず等しく内向的となり出合いや触れ合いの機会も減って行くのである。特に年長者にこの傾向は多いと思われる。

島田 操

万国旗靡く校庭秋晴るる

解説するまでもなく秋晴の校庭で行われている運動会の景色である。印象鮮明な所が良い。

黒沢利久

蛇笏忌や雲を払ひて山の空

俳人飯田蛇笏は、自らの寓居を山廬と号し、山梨県境川の小黒坂の山峽に棲まわれた。忌日は十月三日、山廬忌ともいう。「芋の露連山影を正しうす」の名吟のとおり、朝夕にアルプス連峰をはじめ四圍の山々を見つめて暮らした。その様なことを考えながら、一点の雲もない盆地の景を念頭に忌を修したことであろう。

**9月****18日**

平成25年度第10回正副会長会議

&lt;協議事項&gt;

- 1 平成25年度第1回全国ブロック協議会会長会  
同の対応等について
- 2 推薦図書の指定について

**18日～19日**

第1回全国ブロック協議会会長会

&lt;協議事項&gt;

- 1 連合会会館(シティ音羽)の処分について
- 2 日調連特定認証局の民間認証局への移行に  
ついて
- 3 調査・測量実施要領の改訂について
- 4 第1回全国会長会議の運営等について
- 5 ブロック担当者会同への出向について
- 6 重点事業の実施状況と今後の取組みについて

**19日**

第2回特別研修運営委員会

&lt;協議事項&gt;

- 1 第9回土地家屋調査士特別研修について

**19日～20日**

第1回研究所全体会議

&lt;協議事項&gt;

- 1 連合会における研究所のあり方について
- 2 各団体等との連携について
- 3 平成25年度研究所各研究テーマについて
- 4 研究所の役員・研究員・担当職員で運用す  
るオンラインストレージについて

**24日～25日**

第4回総務部会

&lt;協議事項&gt;

- 1 平成25年度第1回全国会長会議の運営等  
について
- 2 土地家屋調査士の懲戒処分手続について
- 3 土地家屋調査士に対する懲戒処分情報の公  
開について
- 4 大規模災害対策に関する検討について
- 5 連合会会館(シティ音羽)に保管されている  
物品の移動等について
- 6 大雨等による被災会員に関する被害状況報  
告への対応について

- 7 土地家屋調査士会からの照会について
- 8 法整備WGに付託する事項について
- 9 民間認証局への移行について

**26日**

第3回研修部会(電子会議)

&lt;協議事項&gt;

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修資料及び研修の充実の推進について
- 5 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 6 ADR認定土地家屋調査士研修の啓発につ  
いて
- 7 第9回土地家屋調査士特別研修について

**27日**

第6回業務部会

&lt;協議議題&gt;

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡  
について
- 2 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調  
査について
- 3 筆界特定制度に関する事項について
- 4 登記測量に関する事項について
- 5 「調査・測量実施要領」改訂に向けた今後の  
取組みについて
- 6 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の  
改定について
- 7 年計報告書について

第3回社会事業部会(電子会議)

&lt;議題&gt;

- 1 入札に関するスタンスの発信文書について
- 2 国土調査法第19条第5項について
- 3 平成26年度事業計画(案)について

**10月****3日**

平成25年度第11回正副会長会議

&lt;協議事項&gt;

- 1 平成25年度第3回理事会審議事項及び協議  
事項の対応について

### 3日～4日

平成25年度第3回理事会

<審議事項>

- 1 平成26年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 FIG（国際測量者連盟）ワーキングウィーク2014について
- 3 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 4 第9回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

<協議事項>

- 1 平成25年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 土地家屋調査士の懲戒処分手続について
- 3 調査・測量実施要領の改訂について
- 4 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定について
- 5 G空間EXPO2013の実施内容について

平成25年度第3回理事会業務監査

### 4日

第1回法整備WG

<協議事項>

- 1 法整備WGの進め方及び検討事項について

平成25年度第1回制度対策戦略会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築について

### 7日

第1回研究テーマ「筆界判断の整合」会議

<議題>

- 1 平成25年度の研究所研究テーマ「筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究」について

### 8日

第3回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 「事務所運営に必要な知識」について
- 2 各広報員からの報告
- 3 11月号の編集状況について

- 4 12月号から2月号の掲載記事について
- 5 「我が会の会員自慢」の連載終了と新しい連載企画について
- 6 G空間EXPOの取材について

### 10日～11日

第7回業務部会

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査について
- 3 筆界特定制度に関する事項について
- 4 登記測量に関する事項について
- 5 第1回全国会長会議について

### 11日

第3回財務部会

<議題>

- 1 平成25年度財務部事業計画の執行状況について
- 2 各土地家屋調査士会の財政状況に関する資料の取扱いについて
- 3 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の検証等について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の検証等について
- 5 連合会役職員における団体定期保険の廃止後の保険について
- 6 音羽会館売却に伴う連合会資産の変動について
- 7 消費税率の引き上げへの対応について
- 8 連合会ホームページ「会員の広場」への掲載内容について
- 9 特別会計の目的等の変更及び存廃の検討について
- 10 土地家屋調査士賠償責任保険への全会員加入の促進について
- 11 収入の増加に関する方策について

## 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の方向性について

会長 倉富 雄志

本年6月から全公連の会務を預かることとなりました愛媛県土地家屋調査士会所属の倉富でございます。現在、全公連の会務運営に全力に取り組んでおりますが、もとより浅学菲才の身でありますので、常に初心に立ち返って、事に当たるべきであると考えています。ここに、全公連の近況を報告させていただき、日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連盟をはじめ、全国の土地家屋調査士および全公連加盟協会社員の皆様方にも以上のご理解ご協力をお願い申し上げ、ともに土地家屋調査士制度の発展に尽力したいと考えております。

平成20年12月新法の施行以来、全国の公嘱協会が内閣府あるいは都道府県の公益認定等委員会へ、公益社団法人移行申請の研究・研鑽を深め、9月末日現在、全公連加盟48協会のうち、43協会が公益社団法人、1協会が一般社団法人に移行することができました。来る11月30日には公益移行期間が終了いたしますが、残り4協会すべてが移行認定の答申を受けるように全力を挙げてサポートを行っているところです。

そのような中で、全公連が設立以来、日調連の店子として過ごしてまいりました音羽の事務室が売却されるとの情報に接しました。全公連の事務室、土地家屋調査士国民年金基金の事務室、会議室と区分けをしておりますが、もともとワンフロアとのことでした。突然の情報に、どのように対応すればいいのか右往左往するばかりでしたが、日調連の岡田副会長、加賀谷副会長のご尽力により事なきを得、新しい所有者と今までと同等の待遇で事務室としてお借りできることとなりました。ただ、会議室として利用していた部屋が、いままでどおり使用するのが困難になってしまうかもしれません。いままで日調連に大変お世話になっていたことを再認識した次第です。

次に、今年も取り組んでいます地図作成総括責任者養成講座(以下「養成講座」という。)の前半の部A講座が7月18日から20日まで東京において開催されました。後半の部B講座が10月31日から11月2

日まで福岡において開催されます。この養成講座を無事終了し、認定を受けた優秀な人材が、総括的に指導できる環境(人材育成)を整えることにより、官公署から「良きパートナー」として選択され、国民に対して真の安全・安心を提供する義務を果たすことができる一助になるものと考えます。

これらの養成講座開催も将来の必要性を認識し、ご支援をいただきました全国各協会および講師の皆様や地図作成研修実施委員をされている各位の御協力の賜と感謝申し上げます。

## 第1回日調連・全調政連・全公連三者会議

副会長 室田尚人

8月7日14時から17時まで土地家屋調査士会館会議室において三者会議が開催されました。冒頭、林千年日調連会長から、「本日の会合は貴重な機会であるので、忌憚りの無い意見交換をお願いしたい」との挨拶があり、続いて、横山一夫全調政連会長から、「三者で情報を共有することは大変有意義である。年に1回程度ではなく、必要に応じて会議を開催して欲しい」。倉富雄志全公連会長からは、「三者の連携を強化していくとともに全国にも連携を広げていきたいと考えている」とありました。

その後、参加者各自の自己紹介を経て、各会の報告事項として、日調連の岡田副会長から平成25年事業計画及び特定認証局の民間移行計画並びに音羽会館の売却計画等につき説明がありました。続いて、全調政連の小沢幹事長から参議院選挙の結果を反映させた議員連盟名簿についての説明がありました。倉富全公連会長からは、公益社団法人及び一般社団法人への移行状況の説明、入札における課題(最低制限



日調連会長



全調政連会長



全公連会長



価格制度)並びに組織の合理化計画等の説明があり、その後、意見交換を行いました。

協議事項としましては、日調連の岡田副会長から次年度予算要望及び内閣官房のTPPに関する説明会の内容についての説明があり、さらに土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査並びに音羽会館の処分等に関する詳細な状況報告と今後の方針についての説明がありました。倉富全公連会長からは公益移行につき申請中または未申請の6協会(8月7日現在)についての説明及び土地家屋調査士法に違反するおそれのある入札公告の問題並びに地図作成総括責任者の活用法の検討について説明がありました。

意見交換では、全公連を脱退している2協会についての対応及び新設協会の全公連加入の是非についての意見交換を行いました。

その他の協議事項として、土地家屋調査士法第60条の建議、国土調査法第19条第5項の活用方法、改正原戸籍の附票の保存期間の延長の要望について意見交換を行いました。

最後に、林日調連会長から「土地家屋調査士制度発展のため三団体が協力していきたいのでよろしく願う」旨の挨拶があり閉会となりました。

出席者 【日調連】林千年会長 岡田潤一郎副会長  
加賀谷朋彦副会長 菅原唯夫副会長  
宮嶋泰副会長 海野敦郎常任理事

出席者 【全調政連】横山一夫会長 八瀬渉一副会長  
阿部重雄副会長 小沢宏幹専事長

出席者 【全公連】倉富雄志会長 小山進吾副会長  
榊原典夫副会長 室田尚人副会長

## 会議経過及び会議予定

8月8日	岩瀬顧問弁護士と打合せ
9月4日	一般社団法人日本国土調査測量協会表敬訪問
9月9～10日	第1回IPU委員会
9月10～11日	第1回業務・研修担当者打合せ
9月10～11日	第1回総務・広報・経理担当者打合せ
9月11日	全司協・全公連協議会
9月13日	全司協第5回未登記問題研究会
9月21日	中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
9月27日	九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
10月2日	第2回地図作成研修実施委員会(web開催)
10月4日	近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
10月4日	四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
10月6日	関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
10月8日	第2回監査会
10月8～9日	第4回理事会

## 第56回代議員会が開催されました

去る9月20日、シティ音羽・キンダイ会議室において代議員会が開催され、平成24年度決算が審議の上、可決承認されましたのでご報告いたします。

### 議決事項

#### 第1号議案 平成24年度国民年金基金決算について

##### 年金経理

年金経理とは、将来年金を支払うための資産並びに年金、一時金給付に関するものです。収入は加入員から納められた掛金と資産運用による収益が主なものです。支出は年金給付費、一時金給付費、中途脱退移換金、運用委託金融機関に対する報酬などです。

損益計算書			
○自平成24年4月1日 至平成25年3月31日			
(単位：千円)			
費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
給付費	590,184	掛金収入	589,396
移換金	94,064	受換金	2,814
還付金	7,293	負担金	6,713
拠出金	289,762	運用収益	1,244,772
運用報酬等	32,756	交付金	334,171
運用損失	0	積増金	483,229
返納金	2	不足金	0
責任準備金増加額	1,065,109		
剰余金	581,925		
計	2,661,095	計	2,661,095

貸借対照表			
○平成25年3月31日現在			
(単位：千円)			
資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	160,428	流動負債	90,814
固定資産	19,721,235	支払備金	111,501
基本金	5,032,857	責任準備金	24,092,432
		給付改善準備金	13,618
		基本金	606,155
計	24,914,520	計	24,914,520

##### 業務経理

損益計算書			
○自平成24年4月1日 至平成25年3月31日			
(単位：千円)			
費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	19,460	掛金収入	31,890
代議員会費	1,124	交付金	-
事業費	6,074	雑収入	25
雑支出	1,209		
剰余金	4,048		
計	31,915	計	31,915

貸借対照表			
○平成25年3月31日現在			
(単位：千円)			
資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	82,756	流動負債	2,662
固定資産	588	基本金	80,682
計	83,344	計	83,344

- 第2号議案 国民年金基金運用管理規程の一部を変更する規程について ※1  
 第3号議案 国民年金基金職員給与規程の一部を変更する規程について ※2  
 第4号議案 国民年金基金連合会が実施している共同運用事業への参加について ※3  
 第5号議案 国民年金基金規約の一部を変更する規約について ※3  
 第6号議案 国民年金基金運用管理規程の一部を変更する規程について ※3

※1 2口目以降の掛金シェアの変更について、運用管理規程別表を整備したものです。

※2 経費削減を目的として、職員給与規程を整備したものです。

※3 年金資産運用の安定を図るため、国民年金基金連合会が実施している共同運用事業に平成26年4月から参加する議決、及び、それに付随する規約及び規程を整備したものです。

☆☆☆☆ 加入ありがとうキャンペーン ☆☆☆☆

6月 ご当選者発表

金子 敏男 様 (熊本県在住)  
 坂本 充則 様 (福岡県在住)  
 佐多 直知 様 (埼玉県在住)

おめでとうございます!



6月のご当選者の方々には  
 『福島』の美味しいものとして  
 お米や喜多方ラーメン、桃ジュースなどの詰合せを  
 贈らせていただきました。

珍しいものばかりでした。  
 味わっていただきます。

結構な品をいただきまして  
 大変喜んでおります。

《ご当選の方々からコメントをいただきました》

# 今にゆとり、老後にゆとり。

—— 自営業・フリーランスの味方です。 ——



**土地家屋調査士  
 国民年金基金**

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

**今にゆとり**

掛金は全額所得控除で  
 税金がおトク。

**老後にゆとり**

基本は終身年金。  
 だから一生お受け取り。

インターネットで  
 年金額のシミュレーションや  
 資料請求ができます

<http://www.npfa.or.jp>

お電話でのお問い合わせは  
 フリーダイヤル 0120-145-040  
 (平日 9:00~17:00)



# 第9回土地家屋調査士特別研修の開催について

標記特別研修を下記日程で開催します。受講者募集は平成25年10月9日から開始しております。

## 1 日程

基礎研修	平成26年2月7日(金)から9日(日)までの3日間
グループ研修	平成26年2月10日(月)から3月13日(木)の任意の15時間
集合研修	平成26年3月14日(金)、15日(土)の2日間
総合講義	平成26年3月16日(日)
考査	平成26年4月5日(土)

## 2 会場

全国各地(ただし、グループ研修のみグループごとに開催します。)

## 3 受講対象者

- ① 土地家屋調査士会員(会員)
- ② 土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者(有資格者)

## 4 受講料

- (1) 新規受講：特別研修を新規に受講する者

【費用】	① 会員	8万円
	② 有資格者	10万円

- (2) 再受講：下記のA・Bのいずれかに該当する者

【費用】	再受講	4万円
------	-----	-----

- A 過去5回の特別研修(第4回から第8回)のいずれかにおいて、「基礎研修から総合講義までの全課程を終了できなかった者」又は「課題を提出していない者」(第6回特別研修を新規受講した者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。)
- B 第1回から第3回特別研修の修了証明書を保持する者であっても、土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者

- (3) 聴講・再考査：下記のA・Bのいずれかに該当する者

【費用】

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| ① 聴講  | 3万円(考査の受検+教材+グループ研修を除く講義への視聴) |
| ② 再考査 | ア 教材有 3万円(考査の受検+教材)           |
|       | イ 教材無 2万円(考査の受検)              |

- A 過去5回の特別研修(第4回から第8回)の修了証明書を保持する者又は発行見込みの者のうち、土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者(第6回特別研修の聴講・再考査申込者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。)

※この取扱いについては、修了証明書の交付を受けた日から5年以内に開始される特別研修について適用とするものであるから、第1回から第3回特別研修の修了証明書の保持者については、その適用がされず、再受講の申込みが必要となりますので、ご留意ください。

- B 第8回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出した者  
(連合会研修部)



# 土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 25 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

## 北海道ブロック協議会

記

開催日時	平成26年1月30日(木)午後1時 開始 平成26年2月 1日(土)午後4時 終了
開催場所	北海道札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ればれビル8階 「札幌土地家屋調査士会」 電話 011-271-4593
申込手続	受付期間 平成25年12月2日(月)～平成25年12月24日(火) 申込先 所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない調査士会会員及び未受講の会員。 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

## 編集後記

### 「人生を豊かにする彩り」 vol.4

「かきねの かきねの まがり角  
たき火だ たき火だ 落ち葉たき  
あたらうか あたらうよ 北風ぴいふう 吹いている」  
『たき火』 作詞巽聖歌・作曲渡辺茂

私が「たき火」から連想する炎の色は、熱さを感じる【赤】ではなく、温かみを感じる【オレンジ】です。同時に思い浮かぶのは、朝日を受けて輝く友の顔であり、優しい気持ちで見守ってくれた大人達の顔です。それは幼かった頃の記憶そのものなのでしょうが、今でも日常の中で【オレンジ】を感じるのには「楽しい時間・場所」にいるときのように思います。

人類が文明としての火を手にして以来、人間が集まる場所の中心には常に火がありました。そして、陽気な雰囲気や幸福感を演出してくれます。オリンピックの「聖火リレー」には、そういった意味も込められているのかもしれませんが。

この【オレンジ】は、いろんな場面で色彩効果を発揮します。

親交を深めたい人とコミュニケーションを取りたい

ときであれば、青白い蛍光灯の下で話しをする場合と、柔らかなオレンジ色の照明の下で話しする場合とでは、結果が大きく変わってきます。

また、感情を湧き起こさせる色であり、精神的な苦痛を和らげてくれたり、前向きな気持ちにさせてくれる色だともいわれています。人が多く集まる場所や友好の輪を広げたいときには、オレンジ色の小物をアクセントにしたり、女性であればオレンジのチークやリップをつけたりすることで活動的になり、存在感を引き立たせることになるでしょう。

オレンジ色が好きな人は、人とのつながりを大切に生きている人かもしれません。だからでしょうか、「周りの人に気を遣いすぎて、疲れきってしまう。」と言われる方が多いようです。心身がダメージを受けているかなと感じた時には、オレンジやマンゴーなどのオレンジ色のフルーツを摂ったり、オレンジ色の花やジャスミン、スイートオレンジのアロマ(香り)が、回復と活力を蘇らせる特効薬になってくれると思います。

(色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。)

広報部次長 金子正俊

## 土地家屋調査士

発行者 会長 林 千年  
発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館  
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059  
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

知っておきたい!

電子証明書

## ICカードの

## アレやコレ



## すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
  - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
  - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに必要書類をそろえて**お送りください。

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の2週間～1か月前くらいに電子証明書(ICカード)の発行がされます。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、「よくあるご質問、お問合せ」も併せてご覧ください。  
電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ&Aを掲載しています。





**こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります!**

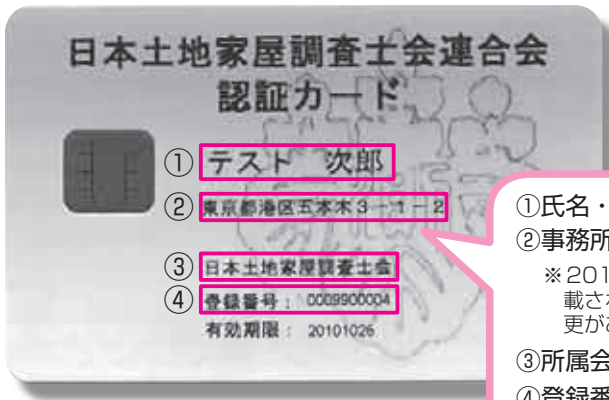


**●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合**

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続きを行います。登録事項変更の手続きを行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更につきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象**となります。



電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

- ①氏名・職名・日本名
- ②事務所所在地  
※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。
- ③所属会
- ④登録番号



**●こんなことにも注意!**

- ①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください!
  - ・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。
- ②PIN (パスワード)の管理にご注意ください!
  - ・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
  - ・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
  - ・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

**★電子証明書を再度発行するには?**

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続きが必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



土地家屋調査士  
広報キャラクター  
「地識くん」

お問合せ先 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局  
TEL 03-3292-0050/FAX 03-3292-0059/E-mail ca-info@chosashi.or.jp